

農業者戸別所得補償制度及び関連対策に関する実務用Q & A
(未定稿：平成23年9月1日現在)

- ※ このQ & Aは、農業者戸別所得補償制度の平成23年度予算概算決定の内容及び関連対策に関して、これまでに現場実務担当者から出された質問等を基に整理したものです。
- 今後各地で開催される説明会等で出された質問等を追加しながら随時更新していくことにしています。
- なお、問番号に下線を付しているものは、今回新たに追加・修正したものです。

【総論】

- (問1) 平成23年度予算概算決定の内容については、農業の戸別所得補償制度の本格実施と言えるものか。
- (問2) 今通常国会に戸別所得補償制度に係る法案の提出をしない理由いかん。
- (問3) 平成23年度は、担い手経営安定法が存続することだが、ナラシ対策はどうなるのか。
- (問4) 集落営農について戸別所得補償では、法人化は要件とされていないが、今後水田・畑作経営所得安定対策の加入組織を含めて集落営農の法人化はしなくていいのか。

【畑作物の所得補償交付金】

<対象作物>

- (問5) 畑作物の戸別所得補償交付金の対象作物の考え方いかん。
- (問6) 黒大豆、地大豆、ビール用麦、種子用麦・大豆は、畑作物の所得補償交付金の対象作物となるのか。
- (問7) 韃靼（だつたん）そばは対象となるのか。
- (問8) 畑作物の所得補償交付金の交付に当たり、麦・大豆は播種前契約が要件になるのか。また、そば、なたねの要件はどうなるのか。

<交付単価>

- (問9) 米と畑作物で支払いの仕組みや単価の算定方法が異なる理由いかん。

<生産数量目標>

- (問10) 畑作物の生産数量目標はどのように設定するのか。
- (問11) そばの生産数量目標については、農協等と実需者等との播種前契約に基づく出荷契約数量等を設定することとなっているが、実需者等とは具体的には何をさすのか。
- (問12) そばの生産数量目標は、農協等と実需者等との間で締結された播種前契約に基づく出荷契約数量や、実需者等と締結した播種前契約に基づく数量とされているが、実需者等と播種前契約を締結することは困難ではないか。
- (問13) そばの実需者等と締結する播種前契約書は、どのような内容にすればよいか。
- (問14) 畑作物の生産数量目標は何に記載するのか。どのような書類で確認するのか。
- (問15) 畑作物の生産数量目標に従っていることの確認はどのように行うのか。

<数量払>

- (問16) 畑作物の所得補償交付金の対象農地の考え方いかん。地目が畑であれば対象となるのか。
- (問17) 非銘柄の麦は数量払の対象となるのか。
- (問18) 麦のランク区分に係る用途の考え方いかん。
- (問19) 種子落ち、ビール落ちした麦は数量払の対象となるのか。
- (問20) 数量払の数量確認はどのように行うのか。
- (問21) 自家加工の場合、どのような確認書類が必要となるのか。

- (問22) 直売所で販売する場合、どのような確認書類が必要となるのか。
- (問23) 交付金の対象作物は、農産物検査を受けることが要件となるのか。
- (問24) 数量払の対象数量はいつまで(何月まで)のものが対象となるのか。
- (問25) 数量払を増やし、生産性向上が報われる制度とすると、作柄の悪い年の所得減少に対応できないのではないのか。

<営農継続支払関係>

- (問26) 営農継続支払を前年産の生産面積で支払う方法に変更した理由いかに。
- (問27) 畑作物の所得補償交付金の営農継続支払は、前年産の生産面積に基づき支払う方針だが、例えば、前年産では大豆が1haと計算されたが、当年産では10aに作付けを縮小した場合など、前年産に比べて当年産の作付面積大きく減少した農業者にはどのような面積で支払われるのか。
- (問28) 前年産で大豆の生産実績がある農業者が、当年産で全て麦に転換した場合には営農継続支払はどうなるのか。
- (問29) 前年産の生産数量は何で確認するのか。

【水田活用の所得補償交付金】

<戦略作物助成関係>

- (問30) 飼料用米については数量払で助成を行うべきではないか。
- (問31) 麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の種子や、「畑作物の所得補償交付金」では対象外となっている黒大豆やビール用麦は対象となるのか。
- (問32) 自家加工品(販売目的)のために生産する麦・大豆等は対象となるのか。
- (問33) 戦略作物助成の対象となる飼料作物の品目に限定はあるのか。稲、飼料作物は対象となるのか。
- (問34) 畜産農家が自ら飼養する家畜に給与するために生産する飼料用米、WCS用稲、飼料作物は対象となるのか。
- (問35) 飼料作物を作付けして水田放牧を行う場合は対象となるのか。
- (問36) 飼料用米は専用品種での取組が必要なのか。
- (問37) 麦・大豆から米粉用米・飼料用米等(8万円/10a)の生産に転換する場合に、モデル対策のように転換分の面積について営農継続支払を辞退する必要があるのか。
- (問38) 景観形成を目的として作付けされる「そば」や「なたね」は戦略作物助成の助成対象となるのか。
- (問39) 捨てづくりへの対応はどうなるのか。
- (問40) 新規需要米・加工用米について、主食用米と同等の栽培管理が行われていたにもかかわらず、当初の出荷販売契約数量より出荷数量が大きく下回った場合(主食用への横流れのおそれがある場合)の交付金の扱いはどうなるのか。

<二毛作助成関係>

- (問41) 米戸別所得補償交付金の交付を受けなければ、麦あとに主食用米を作付けても、麦は戦略作物助成の対象となるのか。
- (問42) 再生稲(ひこばえ)を飼料用米等に利用する場合、二毛作助成の対象となる

のか。

(問43) 水稻と麦の二毛作地帯で備蓄米に取り組む場合、備蓄米との組み合わせになる麦は二毛作助成の扱いとなるのか。それとも、麦を戦略作物助成の扱いとすることもできるのか。

(問44) 戦略作物同士の組み合わせの二毛作を行う場合、戦略作物助成を受ける作物と、二毛作助成を受ける作物はどのように決めるのか。

(問45) 表作（大豆）と裏作（麦）で耕作者が異なる場合、合計額の5万円を両者で折半し、2.5万円ずつを両者の口座に振り込んでもらうことは可能か。

<耕畜連携助成関係>

(問46) 耕種農家と畜産農家のどちらに交付されるのか。

(問47) 「わら利用」の具体的要件いかん。

(問48) わら利用の取組としてWC S用稲は対象になるのか。

(問49) 「水田放牧」の具体的要件いかん。

(問50) 「資源循環」の具体的要件いかん。

(問51) 耕畜連携営農計画書等の作成や利用供給協定の締結はどうか。

(問52) 申請期限はどうか。

(問53) 従来対策のように、交付単価は減額調整される場合があるのか。

<産地資金（配分）関係>

(問54) 51億円の増枠部分について、優先入札枠を活用した備蓄米の取組を行わない場合、配分額が削減されることになるのか。

<産地資金（使途・要件等）関係>

(問55) 産地資金の使途や対象作物に制限はあるのか。

(問56) 産地資金の交付対象者に制限はあるのか。

(問57) 産地資金による単価設定に上限はあるのか。

(問58) 産地資金で戦略作物（二毛作助成含む）の作付面積に応じた交付単価の単純上乗せは可能か。

(問59) 産地資金で米粉用米・飼料用米等への助成を行うことは可能か。

(問60) 産地資金で景観形成作物や地力増進作物、花き・花木等の自給率向上には直接結び付かない作物に助成を行うことはできるのか。

(問61) 産地資金で二毛作の野菜に対して助成することは可能か。

(問62) 産地資金で果樹に対して助成を行う場合に制限はあるのか。

(問63) 有機栽培等の減収を伴う主食用米の生産に対して助成を行うことはできるのか。

(問64) 産地資金を個々の農業者には交付せず、地域としての取組の経費に活用することは可能か。

<産地資金（事務手続）関係>

(問65) 備蓄米の入札が終わらなければ、産地資金の活用方法を設定することは困難ではないか。

- (問66) どこが主体となって産地資金の使途を設定するのか。
(問67) 実績額が配分された資金枠を超過する場合、交付単価はどのように調整するのか。
(問68) 産地資金を畑地に活用する場合、畑地分に係る確認をどこがどのように行うのか。
(問69) 産地資金による農業者ごとの交付額はどこが算出するのか。

<その他>

- (問70) 米の生産数量目標の達成を要件とすべきではないか。
(問71) 契約や出荷・販売したことの確認はどのように行うのか。
(問72) 野菜のみを生産し、水田活用の所得補償交付金のみを申請する者についても、販売農家の確認書類として交付申請時に前年産の販売伝票等を提出する必要があるのか。直売所で販売をしており、販売伝票がない場合は何で確認するのか。
(問73) 作付確認はどのように行うのか。
(問74) 10月31日までに作付確認等ができないものは、すべて抽出調査を行う必要があるのか。
(問75) 抽出調査の結果を踏まえてどのように対応するのか。
(問76) バイオ燃料用米が戦略作物から除外された理由いかなん。

【米の戸別所得補償交付金】

- (問77) 全国一律ではなく、地域別の単価を設定すべきではないか。
(問78) 米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地はどうなるのか。
(問79) 現在整理している水田台帳に畑地の情報も整理する必要があるのか。
(問80) 調整水田等の不作付地の改善計画の取扱いはどうなるのか。本格実施後も継続されるのか。
(問81) 調整水田の不作付地の改善計画の内容を変更する場合には、どのような手続が必要か。

【米価変動補填交付金】

- (問82) 米価変動補填交付金の標準的な販売価格は毎年見直すのか。
(問83) 米価変動補填交付金については、農産物検査が要件になるのか。

【加算措置】

<品質加算>

- (問84) パン・中華麺用品種加算の対象とは具体的に何か。

<規模拡大加算>

- (問85) 所有権の取得による規模拡大を対象としない理由いかなん。
(問86) 面的集積（連坦化）については、どのような要件になるのか。
(問87) 面的集積（連坦化）要件の「地域再生協議会が一連の農作業を継続するのに適当と認めるもの」とは、どのような場合があるのか。
(問88) 中山間地域では連坦化の要件を満たすことが難しいので、規模拡大加算がも

らえないのではないかと。

- (問89) 集落営農が法人化して、構成員の農地を法人に利用権設定した場合の取扱いはどうなるのか。
- (問90) 規模拡大加算の交付対象要件として、「集落営農が法人化した場合には、法人化後の経営農地面積が集落営農の農作業受託農地の面積より増加していること」とあるが、交付後に経営農地面積が集落営農の農作業受託農地の面積より減少してしまった場合はどうなるのか。
- (問91) 規模拡大加算について、なぜ農地利用集積円滑化事業に限定するのか。相対で規模拡大した者は対象にならないのか。
- (問92) 特例措置として、戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）野菜、果樹等を栽培する農地も対象とした理由いかに。
- (問93) 戸別所得補償制度に加入していない農業者が、同制度の対象となっている作物を栽培するために利用権設定を受けた農地の取扱いに。
- (問94) 利用権を再設定した場合の取扱いに。（今、借りている農地を解約して再度借りた場合も、交付対象となるのか。）
- (問95) 規模拡大加算の交付申請手続はどうなるのか。
- (問96) 農業委員会は、農地利用集積円滑化団体になれるのか。
- (問97) 農業再生協議会は農地利用集積円滑化団体になれるのか。
- (問98) 農用地利用改善事業を行っているところでは、農地利用集積円滑化事業は行えないのか。

<再生利用加算>

- (問99) 営農の途中で、対象作物から他の作物へ転換した場合や不作付地に戻した場合には、加算はどうなるのか。
- (問100) 再生利用加算については、対象作物を出荷・販売しなくても支払われるのか。
- (問101) 再生利用加算の対象となる耕作放棄地の定義は何か。
- (問102) 平地と条件不利地で単価が異なるが、条件不利地とはどの地域が該当するのか。
- (問103) 地権者自身が耕作放棄地に対象作物を作付ける場合も加算の対象となるのか。
- (問104) 農業再生協議会が作成する耕作放棄地の再生利用計画とはどのようなものか。
- (問105) モデル対策の交付対象水田に該当しない水田（いわゆる定着カウント）で取り組んだ場合も加算の対象になるのか。
- (問106) 平成22年度に耕作放棄地再生利用対策を活用して耕作放棄地を復旧した農地に、新たに麦、大豆、そば、なたねを作付けるときは、再生利用加算の対象となるのか。

<緑肥輪作加算>

- (問107) 緑肥輪作加算は北海道のオホーツク海沿岸地帯の地域に限定されるのか。
- (問108) どのような取組が対象となるのか。誰が確認するのか。

<集落営農の法人化支援>

- (問109) 集落営農の法人化加算の要求をやめ、定額40万円の法人化支援として農業者戸別所得補償制度推進事業で措置することとした理由いかん。
- (問110) 法人化支援を受けるためには、どのような書類を提出する必要があるのか。
- (問111) 法人が解散した場合には交付金は返還になるのか。
- (問112) 担い手経営安定法が存続することのことだが、同法の下で交付金を受けている集落営農の法人化計画も存続するのか。また、5年以内の法人化が難しい場合には、延長申請を行わなければならないのか。

【実施体制】

<農業再生協議会関係>

- (問113) 農業再生協議会への整理・統合の基本的な考え方いかん。
- (問114) 農業再生協議会への整理・統合はどのようにすすめるのか。
- (問115) 農業再生協議会の構成員はどうなるのか。
- (問116) 5, 6月頃に水田農業推進協議会などを農業再生協議会へ移行する予定だが、農業再生協議会が立ち上がるまでの間の推進事務費を水田農業推進協議会などで受けることはできるのか。また、この場合、関係する個々の協議会が補助金の交付を受けることはできるのか。
- (問117) 担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会の機能を農業再生協議会に統合せずに存続することは可能か。
- (問118) 農業再生協議会が補助金の交付を受けた場合に、協議会の構成員に対して推進事務に係る経費をどのように支払うのか。
- (問119) 農業再生協議会を設置する場合、その準備に必要な経費は補助対象となるのか。
- (問120) 地域農業再生協議会の母体となる水田農業推進協議会や担い手育成総合支援協議会がない等の理由により、実質的な事務を市町村が行っている場合には、地域農業再生協議会を立ち上げる必要があるのか。
- (問121) 農業再生協議会は農地利用集積円滑化団体になれるのか。
- (問122) 1つの市町村に複数の水田農業推進協議会がある場合は、市町村単位で統合しなければならないのか。

【推進事務費】

- (問123) 推進事業の事業実施主体及び交付ルートの基本的な考え方いかん。
- (問124) 推進事務費は何に使えるのか。
- (問125) 推進事務に必要なとなる人件費として、県や市町村などの職員の給料に充てることは可能か。
- (問126) 推進事務費はどのような補助率なのか。
- (問127) 農地利用集積円滑化団体は、農業者戸別所得補償制度推進事務費を使えるのか。
- (問128) 農協に対する推進事務費の配分方法はどうなるのか。

<申請書類>

(問129) 交付申請書、営農計画書の様式はどのようなものか。

(問130) 申請書類の内容を訂正する場合は、必ず訂正印が必要か。また、交付申請者が書き間違っただけの場合は、必ず協議会から農業者に戻して訂正印の押印をお願いしなければならないのか。

【米関係】

(問131) 平成23年産の米の農業者別の生産数量目標はどのように設定するのか。

(問132) 23年産米の生産数量目標の配分に伴う激変緩和措置はどのような内容なのか。

(問133) 平成24年産米における都道府県別生産数量目標の配分は、需給調整の差が不公平感を生じないものとするべきではないか。

(問134) 平成23年度から実施する棚上備蓄の具体的運営方法いかん。

(問135) 過剰米対策基金(321億円)を活用した取組状況いかん。

(問136) 平成23年度の集荷円滑化対策の取扱いいかん。

【その他】

(問137) 農業者戸別所得補償制度の交付金は税制上どのような取扱いになるのか。

(問138) 農協が交付金を代理受領することは認められるのか。

(問139) 地域水田農業ビジョンは引き続き作成する必要があるのか。交付金の要件となるのか。

(問140) 認定農業者制度は存続するのか。

【中山間地域等直接支払制度】

(問141) 今回の拡充内容と戸別所得補償制度との関係いかん。

(問142) 戸別所得補償制度は全額国費負担となっているが、これを補完する中山間地域等直接支払制度が地方負担を求める理由いかん。

(問143) 今回の拡充については、来年度から5年間が対策期間となるのか。

(問144) どのようなところが特認となると想定しているのか。

(問145) 特認について、どのような要件を満たせば対象となるのか。

(問146) 交付金の配分方針を変更した理由いかん。

(問147) 戸別所得補償制度における再生利用加算と中山間地域等直接支払交付金の重複受給は可能か。

【農地・水保全管理支払】

<概要>

(問148) 農地・水保全管理支払交付金の概要いかん。

(問149) 向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）の対策期間いかん。

(問150) 平成22年度末で現行の農地・水・環境保全向上対策は終了してしまうのか。

<対象地域>

(問151) 向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）は、どのような地域（集落）が支援の対象となるか。

(問152) 農地・水保全管理支払において、施設の長寿命化のための活動にのみ取り組むことは可能か。

(問153) 向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）を受けるためには、どのような手続きが必要となるか。

(問154) 交付金の算定対象となる農地はどのようなものか。

<対象施設、対象活動>

(問155) 施設の長寿命化のための活動とはどのようなものか。

(問156) 向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）の対象施設や対象活動いかん。

<交付単価>

(問157) 施設の長寿命化のための活動に対する支援単価いかん。

(問158) 交付単価の設定における地方公共団体の負担の考え方いかん。

<実施体制等>

(問159) 実施体制いかん。

(問160) 共同活動や向上活動の支援交付金の交付ルートいかん。

【環境保全型農業直接支援対策】

<環境保全型農業直接支払交付金関係>

(問161) どのような農業者が支援の対象となるのか。

(問162) 化学肥料、農薬を使用しない有機農業に取り組む農業者も、エコファーマー認定を受ける必要があるのか。

(問163) 農業振興地域の農用地区域内農地で行われる取組だけが支援の対象となるのか。

(問164) 環境保全型直接支払交付金については、どのような活動を行えば支援が行われるのか。

(問165) カバークロップのすき込み後に行う水稲の5割低減の取組だけでなく、水稲の5割低減の取組の後にカバークロップの作付を行う取組についても、支援を受けることはできるか。

(問166) 支援単価4千円/10aの根拠いかん。

(問167) 地球温暖化防止等に効果の高い4種類の営農活動のいずれに取り組んでも支援単価は4千円/10aなのか。また、支援単価は栽培する作物の種類にかかわらず一律なのか。

(問168) なぜ地方負担を求めるのか。

(問169) 化学肥料・農薬を5割以上低減する取組を行った上で、リビングマルチとカバークロップなど、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を2つ組み合わせる場合、国から8千円（4千円＋4千円）の支援が受けられるのか。

(問170) 23年度において、カバークロップを作付けし化学肥料・農薬を5割以上低減した場合、環境保全型農業直接支払交付金と先進的営農活動支援交付金の両方を受給することはできるか。

(問171) 国からの交付金の交付ルートはどのようになるのか。

(問172) 農業者は、環境保全型農業直接支払交付金に係る交付申請書をどこに提出したらよいか。

(問173) 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施確認は、誰がどのような方法で行うのか。

<先進的営農活動支援交付金関係>

(問174) 先進的営農活動支援交付金においては、現行の営農活動支援と同様、集落の生産者の8割以上の販売農家が環境負荷低減活動に取り組むことが要件となるのか。また、営農基礎活動支援（20万円/1区域）は23年度も継続されるのか。

(問175) 先進的営農活動支援交付金については、「支払い実績の範囲内」で支援を行うこととされているが、この支払い実績として平成22年度の実績ではなく、平成21年度以前の実績を利用してもよいか。

【東日本大震災関係（原発関係）】

(問176) 主食用米を生産数量目標の範囲内で作付けしている農業者が、放射能の基準値を上回ったことによる出荷制限により出荷・販売できなかった場合、米の所得補償交付金（米価変動補填交付金を含む）は交付されるのか。

(問177) 本年4月に稲の作付制限指示が出された農業者に対する補償はどうなるのか。

【総論】

(問1) 平成23年度予算概算決定の内容については、農業の戸別所得補償制度の本格実施と言えるものか。

(答)

- 1 今回の予算で概算決定した戸別所得補償制度については、数量払を基本とする新たな仕組みの導入、そば・なたねの対象への追加、規模拡大を含む加算措置の導入など、マニフェストで想定していた内容は概ね盛り込んでいるところです。
- 2 平成24年度以降についても、この措置を安定的に継続していくことで、我が国農業の改革を進め、農家の経営安定を図っていきたいと考えています。
- 3 このように、交付金の内容からみて、当初想定していた制度をほぼ実現しているものであり、農家の側から見ても、23年度も、24年度以降も同じ内容の支払いが行われることとなることをもって見ても、23年度を戸別所得補償制度の「本格実施」の初年度と言っても、差し支えないのではないかと考えています。

(問2) 今通常国会に戸別所得補償制度に係る法案の提出をしない理由いかん。

(答)

- 1 戸別所得補償交付金の交付規定、「担い手経営安定法」の廃止、「特別会計に関する法律」の改正等といった法律上の措置を講ずることは、戸別所得補償制度を将来に向けて安定的に実施していくために必要なことと考えています。
- 2 他方、平成23年度について、戸別所得補償制度の交付金を法律に基づくものにしようとする、国会に予算関連法案を提出することになりますが、予算が成立しても、法案が成立しない限り交付金の支払が行えないという問題が生じます。
- 3 また、国会情勢にかかわらず、遅くとも田植えの最盛期前には加入申請に着手することが、対策の円滑な推進を図る上で不可欠です。
- 4 このようなことから、農家の生活を第一に考え、着実な支払を最優先し、平成23年度においては、戸別所得補償制度の本格的な実施のための交付金を予算措置で対応するとの判断がなされたところです。

(問3) 平成23年度は、担い手経営安定法が存続することだが、ナラシ対策はどうなるのか。

(答)

- 1 ナラシ対策については、概算要求においては廃止することとしていたところですが、平成23年度は担い手経営安定法が継続することから、ナラシ対策についても存続することになります。
- 2 このため、平成23年産のナラシ対策は、米と畑作4品目を対象に、各対象作物の収入額を合算・相殺して補填金を計算すること、農業者から抛出を求めることなど、制度の基本的な部分は維持されますが、米については、今年度のモデル対策と同様、2つの対策が併存する形となり、ナラシ対策の補填金の計算上、米価変動補填交付金との調整措置を講ずる必要があります。
- 3 なお、手続面については、戸別所得補償制度の申請手続との連携により、事務の簡素化を図ります。

(問4) 集落営農について戸別所得補償では、法人化は要件とされていないが、今後水田・畑作経営所得安定対策の加入組織を含めて集落営農の法人化はしなくていいのか。

(答)

- 1 戸別所得補償制度では、広く対象を捉えて水田農業の担い手を育成していく観点から、集落営農については、組織としての規約があり、対象農産物の共同販売経理を行っていることを要件としています。
- 2 これら集落営農が地域農業の担い手たる経営体へ発展していくためには、農地の安定的な利用、対外的な信用力の向上等の面で法人化は必要なステップであると認識しており、引き続き法人化に向けて取り組んでいただきたいところです。
- 3 このような考え方の下、水田・畑作経営所得安定対策に加入している組織はもとより、モデル対策を契機に新たに組織化された集落営農についても、法人化に向けた取組を推進していくことが重要であり、23年度予算においても、
 - ① 「農業者戸別所得補償制度推進事業」において、集落営農の法人化に要する事務費の助成（1件40万円）、集落営農の法人化に向けた合意形成活動等を支援する
 - ② 「経営体育成支援事業」において、集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械の導入を支援する等の措置を講ずることにより、集落営農の法人化を推進していきたいと考えています。

【畑作物の所得補償交付金】

<対象作物>

(問5) 畑作物の戸別所得補償交付金の対象作物の考え方いかん。

(答)

- 1 戸別所得補償交付金の対象作物については、
 - ① 農業者の農業経営の安定を図るため、恒常的にコスト割れしている作物
 - ② 食料自給率の維持・向上を図るため、国民の食生活上特に重要な作物
 - ③ 多面的機能の維持を図るため、農地の有効利用と農業生産力の維持が重要であることから、他の作物と組み合わせた生産が広く行われている作物の3つの要件を全て満たすものを対象とすることとしています。
- 2 これらを満たす農産物として、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたねを対象とすることとしたところです。

(問6) 黒大豆、地大豆、ビール用麦、種子用麦・大豆は、畑作物の所得補償交付金の対象作物となるのか。

(答)

- 1 黒大豆、ビール用麦、種子用麦・大豆については、通常の麦・大豆と比べて、販売価格が高く生産コストが賄われていると考えられることから、支援対象としないこととしたところです。
- 2 一方で、地大豆（非銘柄大豆）については、従来対策では対象外としていましたが、
 - ① 地域ごとにさまざまな種類があり、必ずしも全てが高い価格で販売されているわけではないこと
 - ② その多くが限られた地域で消費されており、支援を行うことで、自給率向上に向けて、地産地消的な取組の拡大が見込めること
 - ③ 大豆以外の品目では、品種の違いにより支援対象か否かを区別していないことから、支援対象とします。
- 3 また、非銘柄大豆を対象とすることで、粒の大きさの違いによって銘柄認定を受けられなかった小粒化等大豆についても交付対象となります。

(問7) 韃靼（だつたん）そばは対象となるのか。

(答)

韃靼そばについては、

- ① 普通そばと同じタデ科ソバ属の植物であること
- ② 普通そばと同様に麺として加工・利用されていること
- ③ 交付単価の算定に用いた農林統計においても両者を分けていないことから、交付対象とすることとします。

(問 8) 畑作物の所得補償交付金の交付に当たり、麦・大豆は播種前契約が要件になるのか。また、そば、なたねの要件はどうなるのか。

(答)

- 1 農業者戸別所得補償制度については、食料自給率向上を目的とするものであり、国民に対して対象作物が安定供給されることが重要であることから、対象作物ごとの生産数量目標に従って販売目的で生産する販売農家・集落営農を交付対象者としています。
- 2 したがって、単に作付けた面積に応じて交付金を支払うものではなく、出荷・販売契約の対象となっているものに対して交付金を交付します。
- 3 具体的には、麦、大豆、そば、なたねについては播種前に農協等との出荷契約や、実需者との販売契約を締結することが基本となります。
- 4 なお、畑作物の所得補償交付金の交付の前提として、対象作物ごとに生産数量目標を設定する必要がありますが、その際には、これらの契約数量をベースに目標を設定することになります。

<交付単価>

(問 9) 米と畑作物で支払いの仕組みや単価の算定方法が異なる理由いかな。

(答)

- 1 米と畑作物では、基本計画における生産数量目標の位置づけ、生産や需要面での品目特性、生産構造等が異なっているため、交付金の支払方法や単価算定に当たっては、このような違いを踏まえて、それぞれ、最も適切な方法を選択したところです。
- 2 具体的には、米については、
 - ① 生産過剰な状態にある中で、他作物に生産を誘導する必要があること
 - ② 畑作物に比べて全国的に収量・品質の差が小さいこと等から、「経営費+家族労働費の8割」に相当する水準を全国一律の交付単価で作付面積に応じて支払うこととしました。

3 一方、畑作物については、

- ① 食料自給率50%に向けて、生産拡大のインセンティブを付与する必要があること
- ② 地域間・農業者間の品質・数量格差が大きいこと
- ③ 既存の経営所得安定対策と比べて交付額が大きく減少すれば経営に多大な影響が及ぶこと

から、「全算入生産費」をベースに交付単価を算定し、支払方法については、努力した者が報われることを考慮した「数量払」と、農地を農地として保全し、営農の継続を可能とすることを考慮した「面積払（営農継続支払）」を併用することとしたところです。

<生産数量目標>

(問10) 畑作物の生産数量目標はどのように設定するのか。

(答)

- 1 畑作物の農業者別の生産数量目標については、平成23年産は、既に麦の播種が終わっていること等から、都道府県別の生産数量目標の設定は行いませんが、対象作物ごとに農業者別の生産数量目標の設定ルールを定めて、これに適合した生産数量目標を農政事務所が確認することで設定される仕組みとします。
- 2 具体的には、次のような設定ルールとします。
 - ① 麦
農協等と実需者の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約数量や、実需者と締結した播種前契約に基づく数量とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（ただし、数量払の対象とならない種子用麦、ビール用麦を除いた数量とします。）。
 - ② 大豆
播種前に農協等と締結した出荷契約に基づく数量や、実需者等と締結した播種前契約に基づく数量とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（ただし、数量払の対象とならない種子用大豆、黒大豆を除いた数量とします。）。
 - ③ てん菜
てん菜糖製造事業者との出荷契約に基づく数量とし、その数量を上回らないように生産に取り組むこと（ただし、数量払の交付対象数量は、国内産糖交付金の交付対象とされたてん菜糖の製造の用に供されたものの数量を上限とします。）。
 - ④ でん粉原料用ばれいしょ
農協等との出荷契約に基づく数量とし、その数量を上回らないように生産に取り組むこと（ただし、数量払の交付対象数量は、でん粉交付金の交付対象として販売されたでん粉の製造の用に供されたものの数量を上限とします。）。
 - ⑤ そば、なたね

農協等と実需者の間で締結された播種前契約に基づく出荷契約数量や、実需者等と締結した播種前契約に基づく数量とし、その数量を下回らないように生産に取り組むこと（ただし、数量払の対象とならない種子用を除いた数量とし、なたねについては、油糧用以外のものを除いた数量とします。）。

(問11) そばの生産数量目標については、農協等と実需者等との播種前契約に基づく出荷契約数量等を設定することとなっているが、実需者等とは具体的には何をさすのか。

(答)

- 1 「実需者」とは、製粉業者や自家製粉を行うそば店といったそばを実際に使用する者であり、流通商社・問屋、あるいは農協系統・集連系といった流通業者は、そばを買い受ける（販売契約を締結する）場合、その者は実需者等の「等」に該当します。
- 2 一方、流通商社・問屋、あるいは農協系統・集連系などが、農業者から販売委託を受けるだけの場合は、その者は実需者等に該当しません。
- 3 なお、販売委託を受ける者が実需者と播種前契約を結んでいる場合は、農業者が販売委託者へ出荷する数量も数量払の対象となります。

(問12) そばの生産数量目標は、農協等と実需者等との間で締結された播種前契約に基づく出荷契約数量や、実需者等と締結した播種前契約に基づく数量とされているが、実需者等と播種前契約を締結することは困難ではないか。

(答)

- 1 農業者戸別所得補償制度については、食料自給率の向上を目的とするもので、需要に応じた生産を基本に、確実に売れるものをつくり、国民への安定供給が確保されるようにしていく必要があります、そのことが農業者の所得向上にもつながるものと考えています。
- 2 このような考え方の下、本制度の対象となるそばについても、単に作付けるだけでなく、実需者等と結び付いていることを前提に生産が行われるようにするため、実需者等との播種前契約に基づく数量を生産数量目標として設定していただくこととしています。
- 3 したがって、これまで収穫後の契約や口約束で販売していた産地におかれては、これを機に、そばの生産が行われる前に実需者等との契約が締結されるよう準備を進めてください。

- 4 なお、平成23年産については既に播種が行われており、これから実需者等と契約を締結する方もいらっしゃるかと思います。その場合には、本年産の販売予定数量をもって生産数量目標として設定できることとし、本年産の販売計画（予定している販売先、販売予定数量等）を提出していただくこととしますが、平成24年産では播種前契約が締結できるようにしてください。

（問13）そばの実需者等と締結する播種前契約書は、どのような内容にすればよいか。

（答）

- 1 播種前契約書には、一般的に、取引を行う品種・等級・数量・価格・年産などの内容が盛り込まれるものと考えています。
- 2 この他にも、荷姿、取引期間、受渡条件、代金決済方法、事故が起きたときの解決方法など、必要に応じてそれぞれの契約者との間で決めていただければよいと考えています。

（問14）畑作物の生産数量目標は何に記載するのか。どのような書類で確認するのか。

（答）

- 1 対象作物ごとの生産数量目標については、生産年の6月30日までに地方農政事務所又は地域農業再生協議会に提出する「農業者戸別所得補償制度の交付金に関する営農計画書」（営農計画書）に記載していただくこととします。
- 2 具体的には、播種前契約に基づく出荷・販売契約数量のように、当年産の生産の前提となっている数量を生産数量目標として設定していただきます。
- 3 なお、その数量を確認する書類として、
 - ① 農協等と出荷契約を締結している農業者については、農協等から農政事務所に出荷契約一覧表などを提出していただくこと
 - ② 実需者等と直接契約している農業者については、その契約の写しを提出していただくこと
 - ③ 自家加工や直売所での販売を予定している数量については、その計画数量が分かる書類を提出していただくこととします。

(問15) 畑作物の生産数量目標に従っていることの確認はどのように行うのか。

(答)

- 1 畑作物の所得補償交付金は、数量払を基本とした仕組みですので、生産数量目標に従っていることの確認は、数量払の交付金算定時に、農政事務所が交付対象数量と生産数量目標の関係をチェックすることにします。
- 2 対象作物ごとに設定された生産数量目標に対して数量払の交付対象数量が2分の1に満たない場合には、その理由書を提出していただき、その理由を確認した上で、交付金を支払うことを考えています。
- 3 数量払の前にお支払いする営農継続支払については、対象作物の生産数量目標が設定されていることをもって交付することにしていきます。
- 4 ただし、数量払の交付対象数量が生産数量目標の2分の1に満たない方については、その理由が自然災害などの合理的な理由でない場合は、支払い済の営農継続支払の交付金を返還していただきます。

<数量払>

(問16) 畑作物の所得補償交付金の対象農地の考え方いかん。地目が畑であれば対象となるのか。

(答)

畑作物の所得補償交付金は、畑地だけでなく水田で作付けられた対象作物も交付対象となります。なお、水田の範囲については、モデル対策で整理された交付対象水田の考え方を引き継ぐこととしています。

(問17) 非銘柄の麦は数量払の対象となるのか。

(答)

都道府県において銘柄指定されていない麦については、全てDランクに格付けされるため、農産物検査により1等又は2等に格付けされたものについては、それぞれDランク区分の交付単価により交付金が支払われることとなります。

(問18) 麦のランク区分に係る用途の考え方いかん。

(答)

- 1 麦のランク区分については、用途別（小麦では日本麺用、パン・中華麺用、醸造用、大麦・はだか麦では麦茶用、麦茶用以外）に定めた品質評価基準に照らして評価を行い、A～Dランクに区分されます。
- 2 これらの用途は、産地からの申請に基づき、
 - ① 育種データにおいて最も加工適性が高いと記載されている用途、または
 - ② 直近1ヶ年の実需者との取引において、流通数量の過半で利用されていると認められる用途（ただし、パン・中華麺用に設定する場合は、②を必ず満たしていること）を産地品種銘柄ごとに告示で定めることとしており、基本的にはその用途に従って品質評価を受けていただくことになります。
- 3 なお、実際に告示の用途とは異なる用途に使用されるものについても、当該異なる用途に応じた品質評価が受けられるよう、戸別所得補償制度に加入する農業者自らが、その生産した麦について実需者が告示の用途以外の用途に最も多く使用することを証明した場合には、その証明した用途に係る品質評価基準を適用することとしています。

(問19) 種子落ち、ビール落ちした麦は数量払の対象となるのか。

(答)

種子落ち、ビール落ちして主食用に出荷・販売された麦についても、農産物検査により2等以上に格付けされたものについては、数量払の対象となります。

(問20) 数量払の数量確認はどのように行うのか。

(答)

現在の水田・畑作経営所得安定対策の成績払と同様、出荷・販売契約と農産物検査数量（てん菜、でん粉原料用ばれいしょは工場への販売数量）で確認することとしています。

なお、そばについては、農産物検査を受けられない場合もあることから、出荷・販売契約と販売数量が確認できる書類（販売伝票等）で確認することとします。また、なたねについては、これらの書類と銘柄が確認できる書類が必要となります。

(問21) 自家加工の場合、どのような確認書類が必要となるのか。

(答)

- 1 畑作物の所得補償交付金の対象作物を生産する農業者が、それを原料として自ら加工品を製造（自家加工）する場合には、交付申請書及び営農計画書と併せて、原

料農産物の使用予定量、製造した商品の加工販売予定量、主な販売先などを記載した「自家加工販売計画」が6次産業化法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）に基づいて農林水産大臣の認定を受けた「総合化事業計画」の写しを提出していただく必要があります。

- 2 また、数量払の交付金を算定するためには、品質区分別の生産量を確認する必要がありますので、収穫後に、検査結果通知書、委託加工した際の出荷伝票など自らが生産した対象作物の品質区分別の数量が客観的に確認できる資料を、生産量の報告の際に提出していただきます。

(問22) 直売所で販売する場合、どのような確認書類が必要となるのか。

(答)

- 1 畑作物の所得補償交付金の対象作物を直売所で販売する農業者の場合には、交付申請書及び営農計画書と併せて、対象作物の播種前に、農業者と直売所の運営者との間で、年間の販売予定数量を含んだ委託販売契約や直売所利用契約などの取引数量が分かる書類を提出していただくことを基本とし、それがない場合には、直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画を作成して提出していただきます。
- 2 また、数量払の交付金を算定するためには、品質区分別の生産量を確認する必要がありますので、収穫後に、検査結果通知書、販売伝票など対象作物の品質区分別の生産量が客観的に確認できる資料を生産量の報告の際に提出していただきます。

(問23) 交付金の対象作物は、農産物検査を受けることが要件となるのか。

(答)

- 1 麦・大豆の数量払については、水田・畑作経営所得安定対策と同様に、農産物検査の数量・成績に基づいて支払いを行うため、農産物検査を受けることが要件となります。
- 2 ただし、そばについては、登録検査機関が設置されている産地は農産物検査を受けるべきですが、検査体制が整備されていない産地については、当分の間、農協等や実需者との出荷・販売契約、出荷・販売伝票等により数量を確認します。
- 3 また、農産物検査のないなたねについては、出荷・販売契約に加えて、出荷・販売数量や銘柄が確認できる書類（販売伝票等）により数量を確認します。

(問24) 数量払の対象数量はいつまで(何月まで)のものが対象となるのか。

(答)

- 1 現在の水田・畑作経営所得安定対策の成績払と同様、当該年産の出荷・販売契約数量を対象とすることにしています。
- 2 具体的には、数量払に係る生産実績数量の報告(生産年の翌年3月5日が報告期限)までに品質区別の生産量が確定したものを対象とすることを基本としますが、共同乾燥施設が混雑するなどにより農産物検査が受けられず、報告期限の3月5日を過ぎた場合でも、成績払の交付事務と同様に、3月31日までに農産物検査を受検し品質区別の生産量が確定したものについては交付対象とします。

(問25) 数量払を増やし、生産性向上が報われる制度とすると、作柄の悪い年の所得減少に対応できないのではないか。

(答)

- 1 畑作物の所得補償交付金においては、数量払を基本とする一方、前年産に引き続き畑作物の生産を行う農業者に対しては、農地を農地として保全するために最低限必要な水準の交付金(営農継続支払)を前年産の生産面積に応じて交付することにしています。
- 2 作柄の悪い年であっても、
 - ① 営農継続支払により所得減少が緩和されること
 - ② 農業共済では、品目・引受方式に応じて最高9割までは補填が受けられることから、両制度を組み合わせることにより、農業経営の安定が図られるものと考えています。

<営農継続支払関係>

(問26) 営農継続支払を前年産の生産面積で支払う方法に変更した理由いかな。

(答)

- 1 営農継続支払については、数量払の支払いを行う前(8月～9月頃に支払うことを想定)に、共済加入者、集団の取組に参加する者を対象に当年産の作付面積に応じて交付することを検討していたところです。
- 2 しかしながら、
 - ① なたねについては、共済制度がなく、そばについても一部の地域でしか共済加入できないことから、集団の取組に参加できない者は営農継続支払を受けられな

いこと

- ② 実際の支払いの実務を検証した結果、畑の作付面積を把握できる体制が整っていない地域が多く、共済引受面積の確定が8月以降になる地域も多いことから、数量払の支払い前に営農継続支払を支払うことが困難と考えられること等の課題があることを考慮して、当面は、前年産の生産面積（生産数量を都道府県実単収で換算した面積）に基づき支払うこととしたところです。

(問27) 畑作物の所得補償交付金の営農継続支払は、前年産の生産面積に基づき支払う方針だが、例えば、前年産では大豆が1 haと計算されたが、当年産では10 aに作付けを縮小した場合など、前年産に比べて当年産の作付面積が大きく減少した農業者にはどのような面積で支払われるのか。

(答)

- 1 営農継続支払は、数量払の交付申請を行う農業者に対して、数量払の内金として、農地の保全や営農のための必要最低限の経費を先に支払うものであることから、当年産の数量払を大幅に超過した金額の交付金を支払うことは適当ではありません。
- 2 したがって、前年産の生産面積に比べて当年産の作付面積が減少する場合に、これに見合う交付金額となるよう調整することとします。
- 3 具体的には、営農継続支払を行う段階で想定される数量払の交付対象数量を超えない面積で支払うといった考え方に立ち、
 - ① 前年産の生産面積（前年産の出荷・販売数量を「前年産の都道府県実単収」で割り戻した面積）と、
 - ② 当年産の生産面積（当年産の生産数量目標を「都道府県平均単収」で割り戻した面積）を比較して、いずれか小さい面積を営農継続支払の交付対象面積とすることとします。

(問28) 前年産で大豆の生産実績がある農業者が、当年産で全て麦に転換した場合には営農継続支払はどうなるのか。

(答)

- 1 営農継続支払は、前年産に引き続き畑作物の所得補償交付金の対象作物を生産する農業者に対して、農地を農地として保全し、営農するために必要最低限の経費が賄える水準の交付金を全品目共通の単価（2万/10 a）で支払うものです。
- 2 こうした趣旨から、当年産で対象作物の生産数量目標を設定し、それに従って生産する農業者に対しては、当年産と前年産の畑作物の種類が異なっても営農継続支払の交付金が支払えるようにします。

3 具体的には、

- ① 対象作物ごとの前年産の生産面積（前年産の出荷・販売数量を「前年産の都道府県実単収」で割り戻した面積）の合計と、
 - ② 対象作物ごとの当年産の生産面積（当年産の生産数量目標を「都道府県平均単収」で割り戻した面積）の合計
- を比較して、いずれか小さい面積を営農継続支払の交付対象面積とすることにします。

（問29）前年産の生産数量は何で確認するのか。

（答）

- 1 平成22年度に水田・畑作経営所得安定対策に加入していた農業者は、麦、大豆等の成績払の交付対象数量を生産数量とします。
- 2 一方、同対策に加入せずに麦、大豆等を出荷・販売した農業者については、農協等への出荷伝票、実需者への販売伝票等で実績（成績払の交付対象範囲と同じ）を確認する必要があります。
- 3 なお、そば、なたねについても、前年産の出荷・販売実績を確認できる者は営農継続支払の交付対象とします。

【水田活用の所得補償交付金】

<戦略作物助成関係>

（問30）飼料用米については数量払で助成を行うべきではないか。

（答）

飼料用米については、基本的な栽培体系が確立されておらず、現時点において、麦・大豆のような全国統一の考え方で数量基準を設定することは困難であり、当面は面積払による仕組みとすることが適切と考えています。

（問31）麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の種子や、「畑作物の所得補償交付金」では対象外となっている黒大豆やビール用麦は対象となるのか。

（答）

戦略作物の種子生産や、黒大豆、ビール用麦についても対象となります。

(問32) 自家加工品（販売目的）のために生産する麦・大豆等は対象となるのか。

(答)

- 1 販売目的の自家加工品であれば、その原材料として生産する麦・大豆等は対象となります。
- 2 その場合には、自家加工品の製造原料としての自家加工販売計画（品種、数量等を記載）を作成するとともに、作業日誌等の収穫記録、自家加工品の出荷・販売伝票等を保管し、求めに応じて提出することが必要です。

(問33) 戦略作物助成の対象となる飼料作物の品目に限定はあるのか。

(答)

戦略作物助成の対象となる飼料作物については、品目（草種）の限定はありません。

(問34) 畜産農家が自ら飼養する家畜に給与するために生産する飼料用米、WCS用稲、飼料作物は対象となるのか。

(答)

- 1 飼料用米・WCS用稲については、畜産農家が自らの経営に供するものとして新規需要米取組計画の認定を受け、生産・給与するものであれば対象となります。
- 2 また、飼料作物については、自家利用計画を策定の上、生産・給与することで対象となります。

(問35) 飼料作物を作付けして水田放牧を行う場合は対象となるのか。

(答)

飼料作物を作付けた上で放牧を行う場合は、飼料作物として戦略作物助成の対象となります。

(問36) 飼料用米は専用品種での取組が必要なのか。

(答)

- 1 飼料用米については、販売価格が低く、収益性を向上させるためには、多収性の専用品種による生産に取り組むことが重要と考えています。
- 2 ただし、主食用米との区分管理体制が整わないなど、主食用品種で飼料用米生産

に取り組まざるを得ないこともあることから、専用品種での取組を交付要件とはしていません。

(問37) 麦・大豆から米粉用米・飼料用米等（8万円/10a）の生産に転換する場合に、モデル対策のように転換分の面積について営農継続支払を辞退する必要があるのか。

(答)

- 1 モデル対策においては、水田・畑作経営所得安定対策の固定払を受ける農業者が麦・大豆から米粉用米・飼料用米等に転換して8万円/10aの交付を受けようとする場合、固定払と8万円/10aを重複して受給することを防止するため、転換した面積について固定払の交付を辞退することを要件としていました。
- 2 一方、23年度については、営農継続支払は前年産の麦・大豆の生産実績に基づいて交付されますが、麦・大豆を米粉用米、飼料用米等に転換することによって、前年産に比べて麦・大豆の生産数量目標が減少した場合は、その換算面積で営農継続支払を行いますので、営農継続支払が過剰に交付されることはなくなります。
- 3 また、営農継続支払を受けることができる者は、当年産の数量払の申請を行う農業者（＝当年産で麦・大豆等を生産する者）としており、米粉用米・飼料用米等に全て転換して麦・大豆を一切生産しない者が、8万円と面積払を重複して受給することはありません。
- 4 このようなことから、23年度においては、麦・大豆から米粉用米・飼料用米等に転換した者に対して営農継続支払の辞退を求める手続は行いません。

(問38) 景観形成を目的として作付けされる「そば」や「なたね」は戦略作物助成の助成対象となるのか。

(答)

- 1 景観形成を目的として生産されるものについては、戦略作物助成（及び二毛作助成）の対象とはなりません。
- 2 ただし、景観形成を目的として生産される「そば」「なたね」については、都道府県・地域の判断により、「産地資金」の中で助成を行うことが可能です。
- 3 なお、「なたね」は食用油の搾油用に生産されるものとしており、生食用の「ナバナ」については、戦略作物助成の対象にはならず、「産地資金」の中での対応となります。

(問39) 捨てづくりへの対応はどうか。

(答)

- 1 交付金の交付対象作物については、地域の普及組織が指導する栽培方法等に則し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。
- 2 地域農業再生協議会が行う作付けの現地確認に際して、そういった栽培方法に則さず、不適切な栽培管理の疑いがある作物が見受けられた場合には、地方農政事務所と当該地域農業再生協議会等の関係機関とが連携して、栽培管理状況を再確認するとともに、必要に応じて農業者に対して改善指導を行います。改善指導を受けたにもかかわらずそれに従わない場合には、交付金を交付しない（返還）こととします。
- 3 また、米粉用米・飼料用米については、
 - ① 取組計画の認定に際して、出荷販売契約数量を地域の合理的な単収を用いて面積換算する等により、作付面積が適切に設定されていることを確認
 - ② 前年産の出荷数量が当初契約数量を大きく下回った（8割未満）者については、地域農業再生協議会と農政事務所とが連携して、当年産の栽培管理状況等を重点的に確認、
 - ③ 当年産の出荷数量が当初契約数量の8割に満たない者については、その理由書の提出を求め、自然災害や直播栽培等の新技術の導入初期による収量低下等の合理的な理由がなく、捨てづくりが判明した場合には交付金を交付しないこととします。

(問40) 新規需要米・加工用米について、主食用米と同等の栽培管理が行われていたにもかかわらず、当初の出荷販売契約数量より出荷数量が大きく下回った場合（主食用への横流れのおそれがある場合）の交付金の扱いはどうか。

(答)

- 1 新規需要米・加工用米について、主食用米と同等の栽培管理が行われていたにもかかわらず、当初の出荷販売契約数量より実際の出荷数量が大きく下回る等、主食用に横流ししたおそれがある場合は、食糧法の規定に基づき、当該農業者に対し、その出荷数量が適切かどうか立入検査を実施することとしています。
- 2 その結果、主食用に横流しした事実が確認された場合には、その数量の多少にかかわらず、新規需要米・加工用米に対する8万円/10a、2万円/10aの交付金のみならず、農業者戸別所得補償制度の交付金全てを交付対象外（返還）とします。

<二毛作助成関係>

(問41) 米戸別所得補償交付金の交付を受けなければ、麦あとに主食用米を作付けても、麦は戦略作物助成の対象となるのか。

(答)

- 1 米戸別所得補償交付金の交付を受けているか否かに関わらず、当年産において、麦と主食用米を組み合わせて二毛作を行う場合、当該麦は戦略作物助成ではなく、二毛作助成の扱いとなります。
- 2 また、麦と主食用米の耕作者が異なる場合においても、当該麦は戦略作物助成ではなく、二毛作助成の扱いとなります。

(問42) 再生稲（ひこばえ）を飼料用米等に利用する場合、二毛作助成の対象となるのか。

(答)

再生稲（ひこばえ）や多年性牧草の複数回収穫など、作付け（播種・定植）を伴わないものについては二毛作助成の対象とはなりません。

(問43) 水稻と麦の二毛作地帯で備蓄米に取り組む場合、備蓄米との組み合わせになる麦は二毛作助成の扱いとなるのか。それとも、麦を戦略作物助成の扱いとすることもできるのか。

(答)

- 1 備蓄米については、ほ場特定は行わず、主食用米との一体管理の中で契約数量を出荷する方式としています。
- 2 この方式の下では、備蓄米に取り組む場合においても、営農計画書の「ほ場欄」には「主食用米」と記入することになります。
- 3 したがって、水稻と麦との二毛作に取り組む地域では、その水稻が備蓄米であっても営農計画書にはすべて「主食用米＋麦」の組み合わせと記載することとなり、この場合の麦は二毛作助成の扱いとなります。

(問44) 戦略作物同士の組み合わせの二毛作を行う場合、戦略作物助成を受ける作物と、二毛作助成を受ける作物はどのように決めるのか。

(答)

- 1 戦略作物同士による二毛作に取り組む場合において、どちらかの作物を戦略作物助成の対象とし、もう一方の作物を二毛作助成の対象とするかについては、ほ場ごとに、農業者が提出する営農計画書において申告することとします。
- 2 したがって、戦略作物同士の二毛作を行う場合であって、それぞれの耕作者が異なる場合においては、両方で十分に調整の上、いずれか一方を戦略作物助成、もう一方を二毛作助成として営農計画書を提出する必要があります。

(問45) 表作（大豆）と裏作（麦）で耕作者が異なる場合、合計額の5万円を両方で折半し、2.5万円ずつを両者の口座に振り込んでもらうことは可能か。

(答)

国から各農業者に交付する際に、農業者間での折半に対応することはできません。

<耕畜連携助成関係>

(問46) 耕種農家と畜産農家のどちらに交付されるのか。

(答)

- 1 これまで（平成22年度まで）の耕畜連携粗飼料増産対策においては、交付対象者を地権者又は主要作業の実施者としていたところであり、わら専用稲の生産・飼料利用、資源循環の取組等においては、稲わら収集やたい肥散布を行っていた畜産農家が交付金を受け取っている事例も多いところです。
- 2 一方、平成23年度の耕畜連携助成については、「販売目的で交付対象作物を生産する農業者・集落営農」を対象とする戸別所得補償制度の中で、耕畜連携の取組を行いつつ飼料作物等を生産する者に対する取組助成として実施するものであることから、交付対象者は耕作者（耕種農家）としています。
- 3 一方で、直接の交付対象とならない「取組に係る役務提供者（畜産農家）」にも相当の対価が支払われるように措置する必要があります。
この役務と対価の関係は、これまでの慣習から地域によって異なっているため、耕種農家と畜産農家の間での利益分配等の話し合いを促し、これまで通りの取組が行われるよう指導することが重要と考えています。
なお、これらの話し合いが促進されるよう、耕畜連携助成の交付要件となる利用供給協定については、役務と対価の関係を明記することを求めています。

(問47) 「わら利用」の具体的要件いかに。

(答)

平成23年度においても、これまでと同様の要件としています。

具体的には、利用供給協定に基づき実施するわら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組であり、次に掲げる事項の全てを満たしている必要があります。

- ① 当年産において、わら専用稲の生産及び飼料用米の作付が行われる水田であること。
- ② そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。
- ③ 刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。

(問48) わら利用の取組としてWCS用稲は対象になるのか。

(答)

耕畜連携助成におけるわら利用の取組は、わら専用稲の作付け及び飼料用米のわらを飼料利用した場合に助成対象となるものであって、WCS用稲は対象とはなりません。

(問49) 「水田放牧」の具体的要件いかん。

(答)

- 1 平成23年度においても、これまでとほぼ同様の要件としています。具体的には、
 - ① 当該年度における放牧の取組であること。
 - ② 1ha当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。なお、成牛換算においては、育成牛2頭あたり成牛1頭とします。
 - ③ 対象牛は、概ね24か月齢以上の成牛又は8か月齢以上の育成牛であること。
 - ④ 地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ、1ha当たり延べ放牧頭数が180頭日以上であること。が要件となります。
- 2 なお、放牧日数の要件については、これまでは延べ「90日」以上としていたものをより弾力的に運用できるよう「180頭日」以上にしたところです。

(問50) 「資源循環」の具体的要件いかん。

(答)

- 1 平成23年度においても、これまでと同様の要件としています。具体的には、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の排せつ物から生産されたたい肥を粗飼料作物等を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項の全てを満たしている必要があります。

- ① 当該年度におけるたい肥の散布の取組であること。
 - ② 散布されるたい肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。
 - ③ たい肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者（飼料生産水田へのたい肥散布の取組の交付対象者を除きます。）であること。
 - ④ 同一年度において他に水田へのたい肥散布の取組による助成を受けない水田であること。
 - ⑤ たい肥の散布量が10a当たりで2 t 又は4 m³以上であること。ただし、地域の公的機関がたい肥の散布量に関する基準を定めている場合にあつては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができます。
- 2 なお、自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべてのたい肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なおたい肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とします。

(問51) 耕畜連携営農計画書等の作成や利用供給協定の締結はどうなるか。

(答)

- 1 これまでの耕畜連携事業において、地域協議会が作成していた耕畜連携水田活用計画書や、助成対象者が作成・提出していた耕畜連携営農計画書については、平成23年度の耕畜連携助成においては求めません。
農業者が提出する営農計画書において、耕畜連携の取組を行う水田等を申請してもらう仕組みとしています。
- 2 利用供給協定については、引き続き3年間以上を締結期間として締結することを助成要件としています。

(問52) 申請期限はどうなるのか。

(答)

耕畜連携助成の申請については、米及び畑作物の所得補償交付金や水田活用所得補償交付金等の他の交付金申請と一体的に行うものとし、6月30日を期限としています。

(問53) 従来対策のように、交付単価は減額調整される場合があるのか。

(答)

耕畜連携助成については、定額の一律単価（1.3万円/10a）で取組面積に応じて交付する仕組みとしており、当年産の取組が拡大しても、交付単価が減額調整されることはありません。

<産地資金（配分）関係>

(問54) 51億円の増枠部分について、優先入札枠を活用した備蓄米の取組を行わない場合、配分額が削減されることになるのか。

(答)

- 1 増額した51億円について、備蓄米の優先入札枠の設定に応じて15,000円/10aを配分していますが、これはあくまで産地資金の配分上の要素として計算したものです。
- 2 実際に備蓄米の取組を行うか否か、産地資金で備蓄米への助成を行うか否かによって産地資金の配分額が減額されることはなく、都道府県・地域の判断で配分額の範囲内で用途を設定することが可能です。

<産地資金（用途・要件等）関係>

(問55) 産地資金の用途や対象作物に制限はあるのか。

(答)

戸別所得補償制度の趣旨・目的や、以下の最低限のルールに沿ったものであれば、地域の裁量に基づいて用途を設定することができる仕組みとしています。

- ① 戸別所得補償制度における全国統一単価の対象作物に対する助成については、生産性向上等の一定の取組に対する助成とすること
- ② 戸別所得補償制度における加算措置の効果を損なうような助成内容としないこと
(例) 品質の低いもののみに加算し、品質加算の単価差を小さくするような助成としないこと
- ③ 主食用米、輸出用米及び調整水田等の不作付地については、助成対象としないこと
- ④ 畑地を対象とする場合の対象作物は、畑作物の所得補償交付金の対象作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）とし、生産性向上等の一定の取組に対する助成とすること

(問56) 産地資金の交付対象者に制限はあるのか。

(答)

産地資金の交付対象者について特別の制限はありません。戦略作物助成等と同じく販売農家又は集落営農が交付対象者となります。

(問57) 産地資金による単価設定に上限はあるのか。

(答)

一律の上限は設けていません。ただし、他の設定に比べて極端に高い単価設定が見受けられた場合には、協議の際に、その単価設定根拠等について詳しく説明を聞かせていただいているところです。

(問58) 産地資金で戦略作物（二毛作助成含む）の作付面積に応じた交付単価の単純上乗せは可能か。

(答)

- 1 産地資金については、全国統一単価による助成に加え、地域の実情に即して、麦・大豆等の団地化やブロックローテーションの導入等の生産性向上に向けた支援を行うことが必要との地域からの強い声を踏まえて創設したものです。
- 2 したがって、産地資金を活用して戦略作物への助成を行う場合には、単純な交付単価の上乗せではなく、生産性向上等の一定の取組に対する助成とすることを要件としています。

(問59) 産地資金で米粉用米・飼料用米等への助成を行うことは可能か。

(答)

作付面積に応じた単純上乗せではなく、生産性向上等の一定の取組に対する助成であれば、米粉用米・飼料用米等に対して助成を行うことも可能です。

(問60) 産地資金で景観形成作物や地力増進作物、花き・花木等の自給率向上には直接結び付かない作物に助成を行うことはできるのか。

(答)

景観形成作物や地力増進作物、花き・花木に対する助成を行うことも可能です。

(問61) 産地資金で二毛作の野菜に対して助成することは可能か。

(答)

「戦略作物＋野菜」「野菜＋野菜」といった、二毛作の野菜に対する助成を行うことも可能です。

(問62) 産地資金で果樹に対して助成を行う場合に制限はあるのか。

(答)

一律の制限は設けていません。ただし、定植初期の数年間に絞った助成とすることが望ましいと考えています。

(問63) 有機栽培等の減収を伴う主食用米の生産に対して助成を行うことはできるのか。

(答)

- 1 「産地資金」については、地域の裁量で用途を設定できるものですが、あくまで自給率向上に向けて主食用米以外の生産を支援する「水田活用の所得補償交付金」の一部として、地域の実情に即して戦略作物の生産性向上や地域特産物の生産等を支援するためのものであり、有機栽培等であっても主食用米に対する助成に活用することはできません。
- 2 また、戸別所得補償制度では、需給調整参加者を対象として、従来はなかった主食用米の生産に対する直接的な助成が導入されています。
その基礎となる生産数量目標の配分においても、当該地域における水稲作付面積が増大しないよう地域において調整した場合に限り、地域単収よりも低い単収を用いて面積を配分するといった対応も可能なところです。
- 3 さらに、23年度においては、従来の農地・水・環境保全向上対策とは切り離し、全国全ての農地を対象とした環境保全型農業直接支払交付金を措置することとしており、この支援策も活用しつつ、有機栽培等の取組を推進していただきたいと考えています。

(問64) 産地資金を個々の農業者には交付せず、地域としての取組の経費に活用することは可能か。

(答)

- 1 産地資金については、あくまで農業者戸別所得補償制度の中で措置するものであり、その交付金は全て国から各農業者の口座に直接支払われる仕組みです。
- 2 したがって、農業者への交付ではなく、地域としての取組に活用することを前提とした助成メニューを設定することはできません。
- 3 なお、各農業者に国から交付された交付金について、農業者からの拠出によりプールして地域として行う取組に活用することについては、地域・農業者の判断であり、国として妨げるものではありません。

<産地資金（事務手続）関係>

（問65） 備蓄米の入札が終わらなければ、産地資金の活用方法を設定することは困難ではないか。

（答）

- 1 備蓄米については、一般入札により買い入れる方式とし、田植え前までに事前契約を結ぶこととしています。地域として取り組める備蓄米の数量が確定していない段階で、産地資金による助成計画を策定することが難しいというご意見もあったところ です。
- 2 一方で、早期に備蓄米に対する助成単価等が決まらなければ、地域としての備蓄米への取組に係る戦略を組み立てることが困難とも考えられます。また、農家の営農計画の策定期間との関係からも、産地資金の用途は可能な限り早期に設定し、農家に周知を図ることが必要と考えられます。
- 3 したがって、備蓄米に対する助成についても、3月までに行った事前協議において一定の方針を定めていただいたところですが、入札の結果を踏まえ、正式協議において、必要に応じて事前協議時の計画を修正することは可能としたところ です。

（問66） どこが主体となって産地資金の用途を設定するのか。

（答）

- 1 都道府県が、国から配分された資金枠の範囲内で、都道府県農業再生協議会や地域農業再生協議会等の意見を踏まえつつ活用方法を検討し、国との協議を行うこととなります。
- 2 なお、都道府県の判断によっては、さらに地域段階（地域農業再生協議会）に枠を配分し、それぞれの地域で用途を設定することも可能です。この場合においても、都道府県が各地域の設定をとりまとめ、国との協議を行うこととなります。

（問67） 実績額が配分された資金枠を超過する場合、交付単価はどのように調整するのか。

（答）

- 1 実績額が配分額を超過することとなった場合には、配分額の範囲内に収まるよう調整することが必要であり、その際、基本的には「単価調整係数（小数第5位以下切り捨て）＝配分額／実績額」を用いて一律に交付単価を減額調整（小数点以下切り捨て）することが適当と考えています。

- 2 しかし、地域の重要品目については単価調整をせず、他品目のみで調整したいといった要望もあることから、具体的な調整方法については、各都道府県（地域）ごとに定める仕組みとしています。
- 3 なお、その際には、特定の農業者に減額調整の負担が集中するといった不公平感が生じないように留意することが必要です。

(問68) 産地資金を畑地に活用する場合、畑地分に係る確認をどこがどのように行うのか。

(答)

産地資金を畑地の麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・そば・なたねに活用する場合は、具体的な確認手法は都道府県又は地域農業再生協議会が設定した助成内容により異なりますが、技術導入の場合は作業日誌や現地確認を行うなど、それぞれが設定した取組要件を満たすことの確認を地域農業再生協議会が行うこととなります。

(問69) 産地資金による農業者ごとの交付額はどこが算出するのか。

(答)

産地資金による農業者ごとの交付額は、農業者が営農計画書を提出した地域農業再生協議会において算出し、国（農政事務所）へ報告していただきます。

<その他>

(問70) 米の生産数量目標の達成を要件とすべきではないか。

(答)

- 1 戸別所得補償制度においては、米の所得補償交付金の対象者を需給調整参加者に限定することで、主食用米の需給調整の推進を図ることとしています。
- 2 一方、水田活用の所得補償交付金については、自給率向上に向けて麦・大豆等の戦略作物の生産拡大を図ることに主眼を置いたものとし、従来の減反奨励金のように需給調整参加者のみに対象を限定するのではなく、需給調整の達成・未達成にかかわらず、水田における麦・大豆等の作付面積に応じて助成を行う仕組みとしたところ です。
- 3 なお、このような助成とすることにより、従来全く米の需給調整に参加していなかった農業者も、段階的に麦・大豆等の作付けを拡大できることから、自給率向上

に向けた生産拡大の効果とともに、全国的な米の需給調整の効果も高まるものと考えています。

(問71) 契約や出荷・販売したことの確認はどのように行うのか。

(答)

- 1 全ての農業者について、作付ける全ての作物の出荷・販売実績等を確認した上で交付金を交付する仕組みとした場合、膨大な確認事務が発生するとともに、農業者にとっても書類提出等の負担が大きくなると考えられます。
- 2 したがって、水田活用の所得補償交付金の交付を申請する農業者については、交付申請時において、交付金を受けようとする作物について出荷・販売すること、戦略作物については契約を締結すること等を誓約する仕組みとしています。
- 3 なお、契約書、出荷・販売伝票等の書類については保管することを義務付けし、必要に応じて農業者に対して書類の提出を求め、その際に必要書類が確認できない場合には原則として交付金を返還することになります。

(問72) 野菜のみを生産し、水田活用の所得補償交付金のみを申請する者についても、販売農家の確認書類として交付申請時に前年産の販売伝票等を提出する必要があるのか。直売所で販売をしており、販売伝票がない場合は何で確認するのか。

(答)

- 1 本制度の交付金は、販売目的で生産する販売農家を対象としているので、野菜のみの生産者についても、交付申請時において、前年産の何か1つの野菜の販売伝票等の提出を受けて販売農家であることを確認します。
- 2 直売所のみで販売している場合についても、直売所が発行する精算伝票等の提出を受けて確認しますが、直売所から精算伝票等を発行してもらえない場合には、販売日・品目・数量・売上額等を整理した販売記録などの販売していることが分かる書類の提出をもって販売農家であることを確認することとします。

(問73) 作付確認はどのように行うのか。

(答)

- 1 農業者から営農計画書で申告のあった作物については、地域農業再生協議会において、共済引受面積等の情報との突合により確認することを基本とし、それらの情報による確認ができない場合には現地確認で対応することになります。

- 2 一方、交付金の早期支払に対する要望が強い中で、冬野菜などの作付時期が遅い作物の確認が遅れ、それによって交付金の支払手続が遅れるといった課題があったところです。
- 3 このため、23年度においては、農業者が提出する交付申請書において、営農計画書に記した内容に沿って作付けること等を誓約することとし、原則として10月31日までに作付確認等ができない作物については、営農計画書の申告面積に基づいて支払うことも可能な仕組みとしています。
- 4 その場合には、あらかじめ地方農政事務所と協議し、地域農業再生協議会が当該作物を生産する交付申請者の一定程度を抽出し、後日、実際の作物の作付状況を現地調査することとしています。

(問74) 10月31日までに作付確認等ができないものは、すべて抽出調査を行う必要があるのか。

(答)

- 1 抽出調査の仕組みは「交付金を早期に交付したいが作付確認等が間に合わない作物がある」という場合への対応策として設けたものであり、10月31日までに作付確認等ができない作物は必ず抽出調査を行わなければならないというものではありません。
- 2 交付金の交付予定時期と対象作物の作付確認時期とを照らし、交付時期が遅くても支障がない場合には、抽出調査の仕組みによらずに、作付確認等を行った上で交付手続を行うこととして構いません。

(問75) 抽出調査の結果を踏まえてどのように対応するのか。

(答)

- 1 地域農業再生協議会が抽出調査を行った結果、作物が作付けされていない、交付単価の低い作物が作付けされているなど、交付金が「過払い」となっている農業者が判明した場合には、速やかに地方農政事務所に報告し、差額分の返還手続を行うこととなります。
- 2 また、交付金は「過払い」とはなっていないものの、営農計画書での申告とは異なる作付けを行っていた農業者がいた場合には、地域農業再生協議会が、翌年度以降は計画に変更が生じた時点で速やかに協議会に申し出るよう指導することとなります。

(問76) バイオ燃料用米が戦略作物から除外された理由いかん。

(答)

- 1 平成23年度から戸別所得補償制度を本格実施するに当たり、食料自給率向上を図るといふ制度本来の趣旨に照らし、「戦略作物」については自給率向上への寄与が大きい作物に限定し、バイオ燃料用米は除外することとしたところです。
- 2 なお、都道府県（地域）が助成対象作物・単価等を設定する「産地資金」においては、都道府県（地域）の判断で、バイオ燃料用米に対して助成を行うことは可能です。

【米の戸別所得補償交付金】

(問77) 全国一律ではなく、地域別の単価を設定すべきではないか。

(答)

- 1 戸別所得補償制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を基に全国一律の単価で交付することとしています。
このため、生産を効率化しコストダウンを図る取組や、品質を向上させ販売単価を高める取組等を行っている地域は、その努力に応じて所得の向上が図られる仕組みです。
- 2 仮に地域別の単価を設定した場合には、コスト削減等の努力をしない地域の方が努力をした地域よりも、国から多くの交付金を得ることになりかねず、逆に不公平になると考えられます。
- 3 一方、地理的条件が悪く、農業者の努力を超えた生産条件の格差については、別途中山間直接支払制度で支援することとしています。
23年度においては、離島等の平地についても傾斜地と同等の条件不利性がある場合は支援を行うなど制度の拡充を行うこととしています。

(問78) 米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地はどうなるのか。

(答)

米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象農地については、戸別所得補償モデル対策で交付対象水田となり得る水田として地域水田農業推進協議会等で整理されたものをそのまま引き継ぐこととしています。

(問79) 現在整理している水田台帳に畑地の情報も整理する必要があるのか。

(答)

- 1 農業者戸別所得補償制度は、水田作だけではなく、畑作も含めた所得補償交付金を措置していますが、米及び水田活用の所得補償交付金については、水田における対象作物の当年産の作付面積に応じて支払うものであることから、交付対象となる水田を明確にする必要があり、引き続き、水田台帳等を活用して農業者ごとの水田情報を整理していただく必要があります。
- 2 一方、畑作物の所得補償交付金については、数量払を基本としており、面積払（営農継続支払）についても、当面は前年産の生産数量を換算した面積で支払うことから、基本的には、畑地の面積情報を整理する必要はありませんが、産地資金を活用する場合には、農業者ごとの畑地情報も整理しておく必要があると考えています。

(問80) 調整水田等の不作付地の改善計画の取扱いはどうなるのか。本格実施後も継続されるのか。

(答)

- 1 食料自給率の向上を図るためには、水田の不作付地をできるだけなくし、水田を有効活用していくことが重要です。このため、モデル対策では、米のモデル事業の交付金を受ける農業者が、調整水田等の不作付地を有している場合には3年以内を目途とした「不作付地の改善計画」を作成し、市町村長の認定を受けることを要件としたところです。
- 2 農業者戸別所得補償制度の本格実施に当たっても、このような仕組みは引き継ぐこととしており、米の所得補償交付金の交付を受ける農家が不作付地を有している場合は、改善計画を作成し、市町村の認定を受ける仕組みを継続することとしたところです。
- 3 ただし、モデル対策において市町村長の認定を受けた農家については、新たに発生した不作付地のみを対象に改善計画を作成していただくこととなります。

(問81) 調整水田の不作付地の改善計画の内容を変更する場合には、どのような手続が必要か。

(答)

市町村の認定を受けた調整水田の不作付地の改善計画の内容について、作付作物の変更等が生じた場合には、変更内容を記載した改善計画を認定市町村に提出していただき、再度認定を受けることを検討しています。

【米価変動補填交付金】

(問82) 米価変動補填交付金の標準的な販売価格は毎年見直すのか。

(答)

- 1 米の助成は、①販売による農家手取り、②米の所得補償交付金(定額部分)、③米価変動補填交付金(変動部分)の3つで「標準的な生産費」を補償するものです。
- 2 こうした考えの下、23年産は、「標準的な生産費」を13,700円/60kg、「標準的な販売価格」を約12,000円/60kgと、モデル対策と同額に据え置いた上で、米の所得補償交付金をモデル対策と同額の15,000円/10aとしたところです。
- 3 米の所得補償交付金の算定の基礎となる標準的な販売価格を変更しなかったことから、米価変動補填交付金の算定の基礎となる標準的な販売価格も同額の約12,000円/60kgになります。
- 4 このように、米価変動補填交付金の標準的な販売価格は毎年見直すことにはしていませんが、24年産以降、米の所得補償交付金の積算根拠となっている標準的な生産費の見直しがある場合は、これとセットで検討していくものと考えています。

(問83) 米価変動補填交付金については、農産物検査が要件になるのか。

(答)

モデル対策と同様、交付金の交付のために農産物検査を受ける必要はありません。

【加算措置】

<品質加算>

(問84) パン・中華麵用品種加算の対象とは具体的に何か。

(答)

- 1 パン・中華麵用品種加算については、パン・中華麵用に育成された品種であって、品質評価の用途区分に係る告示(平成18年8月7日農林水産省告示第1110号)において、パン・中華麵用と設定された産地品種銘柄を対象とします。
- 2 具体的な対象範囲は以下のとおりです。
 - キタノカオリ(北海道)
 - はるきらり(北海道)
 - ハルユタカ(北海道)
 - 春よ恋(北海道)

ゆきちから（青森、岩手、宮城、山形、福島、富山、石川）
コユキコムギ（岩手（西磐井郡平泉町）
ナンブコムギ（岩手）
ハルイブキ（秋田）
アオバコムギ（福島）
ゆめかおり（茨城、栃木、長野）
ユメシホウ（茨城、神奈川）
タマイズミ（栃木（小山市、下野市、下都賀郡野木町）、岐阜、三重）
ダブル八号（群馬）
ハナマンテン（埼玉、長野）
ニシノカオリ（神奈川、三重、滋賀、京都、山口、愛媛、佐賀、熊本）
ユメアサヒ（長野）
ミナミノカオリ（滋賀、兵庫、広島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分（中津市、豊後高田市以外）、鹿児島）
ちくしW二号（福岡）

- 3 なお、上記のほか、コユキコムギ（岩手（西磐井郡平泉町以外））、タマイズミ（栃木（小山市、下野市、下都賀郡野木町以外））、ナンブコムギ（青森、宮城、秋田、山形、石川、福井）、ニシノカオリ（大分）、ミナミノカオリ（大分（中津市、豊後高田市））、ゆめちから（兵庫）であって、農業者自らがパン・中華麺用向けに最も多く出荷・販売したことを証明し、品質評価主体からパン・中華麺用としての品質評価を受けたものについては、加算の対象とします。

<規模拡大加算>

（問85）所有権の取得による規模拡大を対象としない理由いかな。

（答）

- 1 規模拡大加算は、
- ① 農業者にとって、面的集積・規模拡大のインセンティブとなるよう、農地の賃借料相当と草刈り・整地等の規模拡大による係り増し経費分を助成すること
 - ② 所有権の取得は、受け手農家としては農地という資産を取得することであり、農家の資産形成についてまで補助の対象とすることには議論があることから、平成23年度においては、所有権の移転は対象としないこととしたところです。
- 2 なお、農地の取得に関しては、農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた意欲ある農業者であれば、
- ① 農業者戸別所得補償交付金等を農業経営基盤強化準備金として積み立てて5年以内に農地を取得した場合、圧縮記帳できるといった税制特例が受けられること
 - ② スーパーL資金の低利融資を受けられること
等の支援が準備されていることから、これらを活用していただきたいと考えてい

ます。

(問86) 面的集積（連坦化）については、どのような要件になるのか。

(答)

- 1 面的集積（連坦化）の要件については、2筆以上の農地が、
 - ① 畦畔で接続しているもの
 - ② 農道又は水路等を挟んで接続しているもの
 - ③ 各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のないもの
 - ④ 段状をなしている高低差が作業の継続に影響しないもの
 - ⑤ 耕作者の宅地に接続しているもの
 - ⑥ 地域農業再生協議会が一連の農作業を継続するのに適当と認めるものとします。

- 2 また、1筆であっても、その農地（新たに利用権設定された農地）の面積が一定面積（1ha以上）あれば、面的集積（連坦化）の要件を満たすこととします。

(問87) 面的集積（連坦化）要件の「地域再生協議会が一連の農作業を継続するのに適当と認めるもの」とは、どのような場合があるのか。

(答)

次のいずれかに該当する場合には、面的集積（連坦化）していると考えられます。この他にも、地域の実情に照らして一連の農作業を継続するのに適当と判断される場合もあると思いますので、地域農業再生協議会で検討してください。

- ① 同じ進入路に面した2筆の農地の間に、1筆の農地が存在しているもの
 - ② 2筆の農地の進入口の間の距離が、どちらかの農地の一边以下の長さとなっているもの
 - ③ 2筆の農地の進入口の間の距離が、おおむね100m（※）以下となっているもの
 - ④ 農道及び用排水路により囲まれた一連の農地に、2筆以上の農地があるもの
- ※ ほ場整備事業における標準ほ場区画（短辺30m×長辺100m）の長辺程度

(問88) 中山間地域では連坦化の要件を満たすことが難しいので、規模拡大加算がもらえないのではないか。

(答)

- 1 中山間地域であっても、農地が単独で1筆だけ存在するのではなく、棚田のように農地面積は小さいながら数筆の農地がまとまっている場合が多いと思います。
また、中山間地域においても、できるだけ効率的に農作業を行うためには、ある程度まとまった農地を利用することが重要です。

- 2 このため、中山間地域でも、農地の面的集積に取り組んでいただきたいと思いますと考えていますが、地域の実情に応じて円滑化団体と地権者とで調整を行い、できるだけ計画的に農地がまとまるように利用権の設定をしてください。
- 3 なお、単独で1筆だけ存在する農地であっても、受け手が一連の農作業を継続できると地域農業再生協議会が認めれば、面的集積要件を満たすとして差し支えありません。

(問89) 集落営農が法人化して、構成員の農地を法人に利用権設定した場合の取扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 集落営農が法人化し、農地利用集積円滑化団体を通じて、構成員の農地を法人に利用権設定（設定期間6年以上）された農地についても、一定の要件を満たせば、対象となります。
- 2 具体的な要件としては、法人化した集落営農の経営農地面積（使用収益権に基づき経営する農地の面積と販売権の委託を受けた農地の面積を合計したもの）が、法人化前の集落営農の共同販売経理の対象となっていた農地の面積より増加することが必要であり、当該法人に対して新たに利用権設定された農地が対象となります。

(問90) 規模拡大加算の交付対象要件として、「集落営農が法人化した場合には、法人化後の経営農地面積が集落営農の農作業受託農地の面積より増加していること」とあるが、交付後に経営農地面積が集落営農の農作業受託農地の面積より減少してしまった場合はどうなるのか。

(答)

- 1 規模拡大加算の交付対象となった利用権の設定の効力の発生する日（利用権の始期の日）から6年が経過する日までの間に、集落営農が法人化した法人の経営農地面積が、法人化前の集落営農の農作業受託農地の面積より減少してしまった場合は、規模拡大加算の交付対象要件を満たしていないこととなるので、規模拡大加算を返還していただくこととなります。
- 2 ただし、農地の崩壊、土地収用法等による収用により利用権の設定が行われた農地が買い取られる場合等やむを得ない事情のある場合はこの限りではありません。
（やむを得ない事情により減少した面積は集落営農が法人化する前の農作業受託面積からも減じて判断することになります。）
- 3 なお、要件を欠いた日が属する年度内に、特定農作業受委託契約（又は新たな利

用権の設定)が行われ、再び要件を満たすこととなれば、返還の必要はありません。

(問91) 規模拡大加算について、なぜ農地利用集積円滑化事業に限定するのか。
相対で規模拡大した者は対象にならないのか。

(答)

- 1 自給率の向上に向けて生産性の向上を図っていくためには、農地を面的に集積(連坦化)した状態で規模拡大を進めていくことが重要です。
- 2 こうした中で、今回の規模拡大加算については、平成21年の農地法改正により制度化された農地利用集積円滑化事業を通じて利用権設定された農地を対象とすることとしていますが、これは、今回の要求が、本事業を促進するために22年度から予算措置されていた農地利用集積事業(40億円)の要求を取りやめて、その財源を活用して創設することとしたものであることのほか、
 - ① 農地利用集積円滑化事業は、公的機関である農地利用集積円滑化団体が、出し手農家からの白紙委任をとりつけて、受け手農家のニーズに合わせて、効率的に農地を集積できる仕組みであること
 - ② 公的機関が連坦化の要件を満たすことを確認できることなど、農家にとっても利便性が高く、適切に交付事務が行えると考えられることによるものです。

(問92) 特例措置として、戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物(畑)野菜、果樹等を栽培する農地も対象とした理由いかな。

(答)

- 1 規模拡大加算は、概算要求していた農地利用集積事業を取り下げて措置したものです。
- 2 この農地利用集積事業では、特に作付け作物の限定をしておらず、現場では既に23年度に向けた利用調整活動が開始されているところもあると考えられることから、23年度については、当該事業で対象としていた戸別所得補償制度の対象となっていない農地についても対象とすることとしたものです。

(問93) 戸別所得補償制度に加入していない農業者が、同制度の対象となっている作物を栽培するために利用権設定を受けた農地の取扱いかな。

(答)

- 1 特例措置は、所得補償交付金等が制度として措置されていない作物を作付ける農地(加入したくても加入できない農地)について、特例的に交付対象とするもので

す。

- 2 したがって、農業者戸別所得補償交付金の対象作物を作付ける農地（例えば、米を栽培する水田）について、制度に加入しないで特例措置の対象とすることはできません。

（問94）利用権を再設定した場合の取扱いかん。（今、借りている農地を解約して再度借りた場合も、交付対象となるのか。）

（答）

- 1 規模拡大加算は、経営農地が小規模で分散している我が国の土地利用型農業の構造を変え、農業の生産性を向上させるために行うものです。
- 2 既に利用権が設定がされている農地について利用権の設定を受けていた者に対して利用権を再設定しても、中途解約して再設定した場合、期間満了により再設定した場合を問わず、現状と変わらない（面的集積のために新たに利用権設定したことにならない）ので、規模拡大加算の対象とすることはできません。

（問95）規模拡大加算の交付申請手続はどうなるのか。

（答）

- 1 規模拡大加算については、23年4月1日から24年2月末日までに利用権設定（農用地利用集積計画の公告）があった農地で、交付要件を満たす農地を対象とすることとしています。
- 2 このため、戸別所得補償交付金の交付申請とは別に（利用権設定後に）、地域農業再生協議会を経由して、交付申請をしていただくこととなります。

（問96）農業委員会は、農地利用集積円滑化団体になれるのか。

（答）

- 1 農地の貸借等をする場合は、農業委員会の許可（農用地利用集積計画による場合は農業委員会の決定）が必要とされています（農地法第3条第1項、農業経営基盤強化促進法第18条第1項）。
- 2 農地利用集積円滑化事業は、農地利用集積円滑化団体が、
 - ① 農地所有者から委任を受けて、農地所有者に代理して、農地の受け手に対して利用権設定する事業（農地所有者代理事業）と、
 - ② 農地所有者から農地を借受け等して、受け手に農地を貸付け等する事業（農地

売買等事業)

ですから、いずれも、円滑化団体自身が貸借等の当事者（出し手）となります。

- 3 農業委員会が円滑化団体となった場合、農地の貸借等の許可を受ける者と許可をする者が同一者となるため、農業委員会が農地利用集積円滑化団体になることは認められていません。

(問97) 農業再生協議会は農地利用集積円滑化団体になれるのか。

(答)

農地利用集積円滑化団体となるための要件は、

- ① 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること
 - ② その団体が主として農地利用集積円滑化事業その他の農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること
- となっていますので、これらの要件を満たせば、任意団体である農業再生協議会も農地利用集積円滑化団体になれます。

(問98) 農用地利用改善事業を行っているところでは、農地利用集積円滑化事業は行えないのか。

(答)

- 1 農用地利用改善事業は、集落等地縁的なまとまりのある区域において、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、関係者（農用地について、所有権、賃借権等を有する者の3分の2以上で構成）が集まって農用地利用改善団体を組織し、作付地の集団化、農作業の効率化、担い手への農地集積など農用地の利用関係の改善等のための活動を実施するものです。
- 2 このような地域であっても、農地利用集積円滑化団体が間に入って、出し手農家から白紙委任をとって受け手に対して面的集積をする手法をとることが必要な場合もありますので、農用地利用改善団体と連携しつつ、効率的に農地が集積されるよう農地利用集積円滑化事業に取り組んでください。

<再生利用加算>

(問99) 営農の途中で、対象作物から他の作物へ転換した場合や不作付地に戻した場合には、加算はどうなるのか。

(答)

- 1 再生利用加算は、耕作放棄地を解消しつつ、畑での麦、大豆、そば、なたねの生

産の定着を図るために措置しているものです。

- 2 このため、営農の途中で、対象作物以外の作物に転換した場合には、その時点で営農として定着したとみなし、加算による支援を終えることにします。
- 3 また、再び不作付地に戻した場合には、加算の趣旨に照らし、特別な事情がない限り、交付金の返還を求めることとなります。

(問100) 再生利用加算については、対象作物を出荷・販売しなくても支払われるのか。

(答)

再生利用加算は、畑作物の所得補償交付金の交付申請者に対する加算措置です。

したがって、対象作物を出荷・販売することは当然のこととして、数量払の交付対象となる品質区別生産量が対象作物の生産数量目標の2分の1に満たない場合には、その理由を提出していただくこととなります。

(問101) 再生利用加算の対象となる耕作放棄地の定義は何か。

(答)

再生利用加算の対象となる農地については、

- ① 市町村・農業委員会が耕作放棄地全体調査、農地利用状況調査により把握している耕作放棄地
- ② 市町村の認定を受けた「調整水田等の不作付地の改善計画」において、本人に作付の意思がなく、誰かに委託したいと記載された農地のうち畑転換するものとしています。

(問102) 平地と条件不利地で単価が異なるが、条件不利地とはどの地域が該当するのか。

(答)

中山間地域等直接支払制度の集落協定又は個別協定に位置付けられた農地です。

(問103) 地権者自身が耕作放棄地に対象作物を作付ける場合も加算の対象となるのか。

(答)

- 1 再生利用加算については、地域で引き受け手がない耕作放棄地を第三者が引き

受けて営農を定着させるインセンティブとなるものとして措置したものです。

- 2 地権者自身が対象作物を作付ける場合には、
 - ① 畑作物の所得補償交付金を受けることで、対象作物の生産は可能になること
 - ② 仮に認めた場合には、営農を一時休止した後、再開して加算金を請求するという、モラルハザードを生じるおそれがあること等から適当でないと考えています。
- 3 ただし、高齢化によって自ら耕作できず耕作放棄地となっている農地を、子供が引き継いで耕作するなど、経営の承継を伴うものについては、地域農業再生協議会が認めた場合は対象とすることにしていきます。

(問104) 農業再生協議会が作成する耕作放棄地の再生利用計画とはどのようなものか。

(答)

- 1 耕作放棄地の再生利用を図るためには、まずは、地域の耕作放棄地、調整水田等の不作付地の賦存状況を整理し、意欲ある農業者とのマッチングを進めることが重要です。
- 2 このため、本年3月までを原則として地域水田農業推進協議会が耕作放棄地対策協議会等と連携し、耕作放棄地の農地の地番、面積、農地の状態（荒廃の度合いなど）等を整理した再生利用予定リストを作成していただき、集落座談会等の場を活用し、意欲ある農業者に提示するなどにより、マッチングを図ってください。
- 3 その結果、マッチングができた農地の地番・面積、利用者、作付作物、利用期間などを一覧表形式で整理したものを「耕作放棄地の再生利用計画」とすることになります。

(問105) モデル対策の交付対象水田に該当しない水田（いわゆる定着カウント）で取り組んだ場合も加算の対象になるのか。

(答)

畑転換して対象作物である畑作4品目の生産に取り組むのであれば加算の対象になります。

(問106) 平成22年度に耕作放棄地再生利用対策を活用して耕作放棄地を復旧した農地に、新たに麦、大豆、そば、なたねを作付けるときは、再生利用加算の対象となるのか。

(答)

再生利用加算は、耕作放棄地再生利用対策と連携して、地域の耕作放棄地の解消を進めつつ戦略作物（麦、大豆、そば、なたね）の生産振興を図るものですので、平成22年度に同対策を活用した農地のうち、畑又は畑転換する農地において、23年産以降の対象作物を作付ける場合は、加算の対象とすることとしています。

<緑肥輪作加算>

(問107) 緑肥輪作加算は北海道のオホーツク海沿岸地帯の地域に限定されるのか。

(答)

畑地での取組であって、休閒緑肥等の要件が満たされれば、どの地域でも対象となり得ます。

(問108) どのような取組が対象となるのか。誰が確認するのか。

(答)

- 1 緑肥輪作加算の交付対象については、①畑地であること、②緑肥作物を栽培し、収穫せずに畑にすき込むこと、③緑肥作物を栽培した同一ほ場において、同一年度内に他の作物の収穫を行わないこと、④緑肥作物を栽培した同一ほ場において前年度に畑作物の所得補償交付金の対象作物が栽培されていることといった要件を満たす場合に交付金を交付することとしています。
- 2 具体的には、農業者は、営農計画書において、緑肥作物の名称を作付名欄に、ほ場にすき込む面積を作物作付面積欄に、当該ほ場において前年産に作付けた対象畑作物の名称を備考欄に、それぞれ記入していただきます。
- 3 そして、緑肥作物のすき込みが終わり次第、実績報告を行っていただき、これを農政事務所が確認して交付金を交付することになります。

<集落営農の法人化支援>

(問109) 集落営農の法人化加算の要求をやめ、定額40万円の法人化支援として農業者戸別所得補償制度推進事業で措置することとした理由いかな。

(答)

- 1 集落営農の法人化に対する支援については、当初は、集落営農の法人化加算として、法人化した集落営農の対象作物の作付面積に応じて2千円/10a（法人化に要する事務費相当の助成）を交付することを検討していたところです。
- 2 しかしながら、中山間地域など小規模な集落営農が法人化する場合は、事務費相当の助成が不足するといった問題がありました。
- 3 このため、集落営農の法人化の支援については、農業者戸別所得補償制度推進事業において、定額で40万円を助成することにしたところです。
なお、40万円については、実際に法人化にかかった経費にかかわらず、法人化が確認されれば全額支払われます。
- 4 さらに、集落営農の法人化に当たっては、市町村、JAなど地域の関係者が一体となって推進活動を行いながら実現しているケースが多いことや、法人の経理事務が適切に行える者を育成する必要があるとの観点から、集落営農の法人化の合意形成や経理担当者育成等の支援も一体的に取り組めるようにしたところです。

(問110) 法人化支援を受けるためには、どのような書類を提出する必要があるのか。

(答)

交付申請書に、法人の定款、法人設立登記事項証明書、構成員名簿を添付して、地域農業再生協議会に提出していただくことになります。

(問111) 法人が解散した場合には交付金は返還になるのか。

(答)

- 1 集落営農が法人化した後の経営が不安定とならない限り、基本的には解散することはないと考えており、そのようなことがないよう、地域の関係者が経営改善の指導をすることが重要であると考えています。
- 2 仮に、法人化加算を受けることのみを目的に法人化したことが明らかな組織があれば、返還もあり得ると考えています。

(問112) 担い手経営安定法が存続することだが、同法の下で交付金を受けている集落営農の法人化計画も存続するのか。また、5年以内の法人化が難しい場合には、延長申請を行わなければならないのか。

(答)

- 1 担い手経営安定法の下で交付金を受けてきた集落営農については、5年後の法人化に向けて努力することを前提に交付金を交付してきていることから、そもそも法人化に向けた取組を行わなくなった段階で交付金の返還を求めることとなります。
- 2 例えば、今年が法人化予定年となっている集落営農で法人化が難しいという組織については、担い手経営安定法の下で、法人化計画の延長申請を出していただく必要があります。その中で、法人化できない理由、延長後の法人化計画年、法人化に向けた取組の改善点などを明確にしていただくことが必要と考えています。

【実施体制】

＜農業再生協議会関係＞

(問113) 農業再生協議会への整理・統合の基本的な考え方いかん。

(答)

- 1 農業者戸別所得補償制度では、米だけではなく、麦、大豆等の畑作物も含めた生産数量目標の検討、生産振興等が必要となることを踏まえ、従来の「水田農業推進協議会」の名称を「農業再生協議会」に改めることにしました。
- 2 また、本制度は、農業経営の改善、自給率の向上を目指すものであり、この目的を達成するためには、農業再生協議会において、戦略作物の生産振興をはじめ、その作物を生産する担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行っていけるようにしていくことが重要です。
- 3 このため、既に設置されている、水田農業推進協議会、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会については、地域の実情も踏まえて、平成23年春を目途に統合する方向で体制整備を進めていただくことが適当です。
- 4 なお、平成23年春までの統合が難しい地域については、農業再生協議会が主体となって、
 - ① 担い手育成総合支援協議会と連携した担い手育成・確保の取組
 - ② 耕作放棄地対策協議会と連携した耕作放棄地の解消等に向けた取組など、各般の取組を連携して行える体制を作り、出来るだけ早期の統合を目指して下さい。

(問114) 農業再生協議会への整理・統合はどのようにすすめるのか。

(答)

既存の水田農業推進協議会の規約を改正して、規模拡大加算、再生利用加算、集落営農の法人化支援の推進に必要な構成員や業務内容を規約に追加するなどして、農業再生協議会の規約を定めることが基本と考えていますが、新たに農業再生協議会を設立することも可能です。

(問115) 農業再生協議会の構成員はどうなるのか。

(答)

農業再生協議会の構成員は、既存の協議会における必須構成員（地方自治体、農協、農業委員会等）に、担い手農家、農業法人、実需者、土地改良区、農業公社などを加えたものになります。また、農業再生協議会が農地利用集積円滑化団体とならない場合は、同団体が協議会の構成員となる必要があります。

(問116) 5, 6月頃に水田農業推進協議会などを農業再生協議会へ移行する予定だが、農業再生協議会が立ち上がるまでの間の推進事務費を水田農業推進協議会などで受けることはできるのか。また、この場合、関係する個々の協議会が補助金の交付を受けることはできるのか。

(答)

- 1 事業開始までに農業再生協議会への移行が間に合わない場合は、市町村や既存の各協議会いずれかを事業実施主体として指定し、農業再生協議会に移行するまでの間、暫定的に推進事務費の事業実施主体として推進事業を行えることとします。
- 2 この場合、推進活動計画（事業実施計画）を提出する際に、「23年度中の農業再生協議会への移行計画」を、都道府県を通じて農政事務所に提出して下さい。
なお、年度途中で農業再生協議会へ移行した場合には、規約変更の承認申請が必要となります。
- 3 また、「23年度中の農業再生協議会への移行計画」の中で再生協議会となるものと定めた1つの組織が、国・都道府県に対して交付申請を提出することを原則とし、既存の協議会に対してバラバラに交付することはありません。

(問117) 担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会の機能を農業再生協議会に統合せずに存続することは可能か。

(答)

- 1 農業者戸別所得補償制度に係る事務を一体的に行うためには、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会の機能を農業再生協議会に統合するのが基本と考えています。
- 2 しかし、様々な事情で平成23年春までの統合が難しい地域については、農業再生協議会が主体となって、
 - ① 担い手育成総合支援協議会と連携した担い手育成・確保の取組
 - ② 耕作放棄地対策協議会と連携した耕作放棄地の解消等に向けた取組など、各般の取組を連携して行える体制を作り、出来るだけ早期の機能の統合を目指して下さい。
- 3 農業者戸別所得補償制度の推進事業など国の事業とは別に、それぞれの協議会固有の事業が存続し、引き続きその協議会が事業主体となる必要があるのであれば、24年度以降も存続することは構いませんが、推進事業の実施主体は農業再生協議会なので、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会の固有業務に対して推進事務費の支出はできません。

(問118) 農業再生協議会が補助金の交付を受けた場合に、協議会の構成員に対して推進事務に係る経費をどのように支払うのか。

(答)

- 1 地域農業再生協議会の構成員が行う業務に係る経費の支払いについては、
 - ① 構成員からの領収書の提出にもとづいて経費を支払（精算払）
 - ② 構成員からの請求書の提出に応じて経費を支払（概算払）
 - ③ 地域農業再生協議会として業務を委託（委託費）といった対応となります。
- 2 この際、各協議会の会計処理規則や内部監査実施規定に基づいて、定期的に収支のチェックをするなど、補助金（推進事務費）の不正経理が行われないように対応をお願いします（特に概算払の場合）。

(問119) 農業再生協議会を設置する場合、その準備に必要な経費は補助対象となるのか。

(答)

農業再生協議会の設置や既協議会の整理・統合に必要な経費については、本格実施への移行に必要な経費とみなせますので、22年度や23年度の推進事務費を活用できます。

(問120) 地域農業再生協議会の母体となる水田農業推進協議会や担い手育成総合支援協議会がない等の理由により、実質的な事務を市町村が行っている場合には、地域農業再生協議会を立ち上げる必要があるのか。

(答)

戸別所得補償制度の推進、産地資金の要件設定、再生利用計画の策定、集落営農の法人化支援、耕作放棄地問題への対応など、地域農業再生協議会が行うべき全ての事務を基本的に市町村のみで行う場合には、地域農業再生協議会を立ち上げずに、直接に市町村が推進事業を行うことも可能です。

(問121) 農業再生協議会は農地利用集積円滑化団体になれるのか。

(答)

農地利用集積円滑化団体となるための要件は、

- ① 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること
- ② その団体が主として農地利用集積円滑化事業その他の農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること

となっていますので、これらの要件を満たせば、任意団体である農業再生協議会も農地利用集積円滑化団体になれます。

(問122) 1つの市町村に複数の水田農業推進協議会がある場合は、市町村単位で統合しなければならないのか。

(答)

統合できない場合は、既存の水田農業推進協議会をそのまま農業再生協議会に移行しても構いません。

【推進事務費】

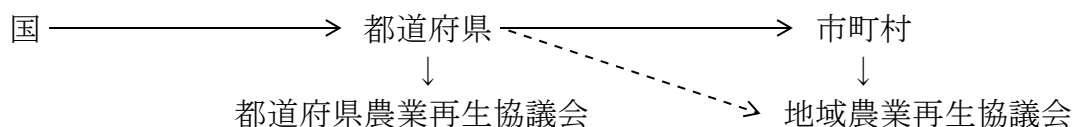
(問123) 推進事業の事業実施主体及び交付ルートの基本적인考え方いかん。

(答)

推進事業の事業実施主体は、

- ① 国から補助金の交付を受ける直接補助事業者として、都道府県、
- ② 都道府県から補助金の交付を受ける間接補助事業者として、都道府県農業再生協議会及び市町村（市町村での予算措置が間に合わない等の場合は地域農業再生協議会）、
- ③ 市町村から補助金の交付を受ける間接補助事業者として、地域農業再生協議会を原則としています。

<交付ルートの基本形>



(問124) 推進事務費は何に使えるのか。

(答)

- 1 23年度の推進事務費においては、モデル対策で補助対象としていた経費に加え、畑作物の生産数量目標の設定（24年産以降）、再生利用計画の策定、集落営農の法人化の支援、農地の面的集積など、戸別所得補償制度の実施のために必要となる経費が補助対象となります。
- 2 具体的には、都道府県段階においては、
 - ① 農業者戸別所得補償制度の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等）
 - ② 24年産以降の対象作物の市町村別生産数量目標設定事務
 - ③ 産地資金の要件設定・確認、市町村（地域農業再生協議会）等に対する指導事務
 - ④ 耕作放棄地の再生利用に必要な活動
 - ⑤ 集落営農の経理担当者の育成及び法人化等に対する支援活動
 - ⑥ 農地利用集積に必要な活動
 - ⑦ 上記事務に必要なとなるアルバイト雇用等に係る経費や旅費を想定しています。
- 3 市町村段階においては、
 - ① 農業者戸別所得補償制度の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等）

- ② 24年産以降の対象作物の農業者別生産数量目標の設定事務
- ③ 申請書類の配布、回収、受付事務
- ④ 対象作物の作付面積等の確認事務（産地資金含む）
- ⑤ 農業者情報のシステム入力・集計事務
- ⑥ 産地資金の要件設定・確認事務
- ⑦ 耕作放棄地の再生利用に必要な活動
- ⑧ 農業者の水田情報等の収集・整理事務
- ⑨ 集落営農の経理担当者の育成及び法人化等に対する支援活動
- ⑩ 農地利用集積に必要な活動
- ⑪ 上記事務に必要なとなるアルバイト雇用等に係る経費や旅費を想定しています。

4 また、集落営農法人化支援のうち、法人化した組織に対する40万円の定額助成は、上記の経費とは別に、推進事務費の事業実施主体に対して秋以降に交付する予定です。

（問125）推進事務に必要なとなる人件費として、県や市町村などの職員の給料に充てることは可能か。

（答）

県、市町村やJAの職員等に対する人件費として、推進事務費を勤務時間内の正規の給料に充てることは問題があると考えますが、戸別所得補償制度の推進事務によって発生した超過勤務に対する経費としてであれば対象にしたいと考えています。

（問126）推進事務費はどのような補助率なのか。

（答）

推進事務費は、モデル対策と同様に定額補助です。

（問127）農地利用集積円滑化団体は、農業者戸別所得補償制度推進事務費を使えるのか。

（答）

農業再生協議会の規約において、農地利用集積円滑化団体が同協議会の構成メンバーとなることにより使用できます。

（問128）農協に対する推進事務費の配分方法はどうか。

(答)

- 1 農協については、農業再生協議会の構成員として、推進事務に関わっていただければ、その事務費について補助が受けられることとなります。
- 2 具体的には、地域農業再生協議会から構成員である農協に対して
 - ① 領収書の提出にもとづいて経費を支払（精算払）、
 - ② 請求書の提出に応じて経費を支払（概算払）、
 - ③ 地域農業再生協議会として業務を委託（委託費）といった対応により、経費を支払うこととなります。
- 3 なお、農協以外の他の構成員についても、基本的に同様の扱いとなります。

<申請書類>

(問129) 交付申請書、営農計画書の様式はどのようなものか。

(答)

- 1 農業者戸別所得補償制度の申請書類については、モデル対策を実施している中で、できるだけ簡素化を図ってほしいとの要望があることを踏まえ、モデル対策で行っていた加入申請手続と交付申請手続が一体的に行えるようにしました。
- 2 全ての農業者が6月30日までに提出する書類については、「交付申請書」と「営農計画書」の2種類が基本となります。

平成22年度に水田・畑作経営所得安定対策に加入されていた方や振込口座を変更したい方などは、それぞれの届出書等を併せて提出していただくこととなります。
- 3 なお、交付申請書は、戸別所得補償モデル対策又は水田・畑作経営所得安定対策への加入データから氏名、住所等を印字したものを配布することができますので、住所等に変更がない農業者におかれては、交付申請の内容等の必要事項をチェックしていただき、捺印するだけです。
- 4 また、営農計画書の様式は参考様式であり、対象作物の生産数量目標、作付面積など本制度の運営に必要な情報が把握できるものであれば、水稻共済細目書異動申告書との一体化様式などモデル対策で使用した様式を使用することができます。

(注) 交付申請書等の申請様式については、巻末に添付しています。

(問130) 申請書類の内容を訂正する場合は、必ず訂正印が必要か。また、交付申請者が書き間違っただけの場合は、必ず協議会から農業者に戻して訂正印の押印をお願いしなければならないのか。

(答)

- 1 申請書類の内容のうち振込口座に関する情報又は委任状について訂正する場合は、振込間違いや不正受領を防止する観点から、申請者本人の訂正印が必要となります。
- 2 また、交付金額の算定に用いるものとして農業者が交付申請書に記載する数量、面積（営農計画書の面積等は除く）、金額については、交付金額に直接関わるものであるため訂正が効かず、申請者から再度提出して頂くようお願いしています。
- 3 その他の書類の訂正については、農政事務所や地域農業再生協議会の担当者が（電話等により）農業者の了解を得て訂正したことを申請書類上に明記（日付、担当者名を記載）して、訂正箇所には二重線を引き、訂正後の内容を訂正箇所の周囲の見やすい部分に記載されたものであれば、交付申請者の訂正印は不要です。

【米関係】

(問131) 平成23年産の米の農業者別の生産数量目標はどのように設定するのか。

(答)

- 1 平成23年産の米の生産数量目標については、戸別所得補償モデル対策と同様の取扱いとします。
- 2 具体的には、国から都道府県、都道府県から市町村に通知された生産数量目標を基礎に、平成23年6月15日までに農業者間調整後の生産数量目標（面積換算値を含む。）として、生産調整方針作成者から方針に参加している農業者に（生産調整方針に参加しない農業者については、地域農業再生協議会から当該農業者に）通知されたものを農業者別の生産数量目標とします。
なお、農業者間調整が行われない農業者については、当初通知されたものが生産数量目標となります。

(問132) 23年産米の生産数量目標の配分に伴う激変緩和措置はどのような内容なのか。

(答)

- 1 備蓄米の買入数量は入札により決定されるものですが、23年産米については、生

産数量目標の配分に当たり前年に比べ大幅に減少した県に配慮し、23年産米に限り備蓄米の優先入札枠を設定しました。

- 2 また、棚上備蓄における備蓄米の安定確保の観点から、都道府県（地域）の判断により、備蓄米（23年産米）の生産に対して産地資金を活用することも可能です。

23年産米の生産数量目標の配分に伴う激変緩和措置

① 備蓄米の優先入札枠の設定

優先入札枠：60,800トン

対象 県：23年産米の生産数量目標の減少率が全国平均（▲2.2%）を超える18都道県

入札方法：優先入札枠については、他の都道県と競争なしに、落札者を決定

支援措置：優先入札枠に対して、15,000円/10a が行き渡るよう産地資金を配分（下記51億円の内数）

② 産地資金の増枠

増枠の額：51億円

県別配分：米の生産数量目標の減少の大きな県に対し、より大きな配分を行えるよう設定

活用方法：県（地域）の判断で、備蓄米、麦・大豆等のいずれでも活用可

（問133）平成24年産米における都道府県別生産数量目標の配分は、需給調整の達が不公平感を生じないものとするべきではないか。

（答）

- 1 米の生産数量目標の配分は、需要に見合った生産へと誘導することが大原則であり、平成16年の米政策改革以降、需要実績に基づき都道府県別配分を行ってきたところです。
- 2 具体的な配分に当たっては、従来、生産数量目標の達成県への配慮から未達成県に目標の削減を過重するペナルティ措置を講じてきましたが、このような手法では、生産数量目標と実作付面積が乖離し、生産調整に対する閉塞感が解消できませんでした。
- 3 このため、22年産からスタートした戸別所得補償制度下においては、従来のペナルティ措置を廃止し、需給調整に参加した者に交付金を交付するというメリット措置により需給調整を誘導する方針に転換したところです。
- 4 平成24年産米における都道府県別生産数量目標の配分方法についても、引き続き、需要に見合った生産へと誘導するとの考え方を基本としていく考えです。

(問134) 平成23年度から実施する棚上備蓄の具体的運営方法いかん。

(答)

- 1 備蓄制度については、これまで、備蓄した米穀を主食用に販売する回転備蓄方式により運営してきました。しかし、事実上の需給調整・価格維持機能を求められる等により価格や需給の動向が市場関係者にとって不透明なものになるとともに、備蓄米穀が滞留することにより年産更新が困難になるなどの課題が生じていたことから、今回、回転備蓄から棚上備蓄へ変更しました。
 - 2 棚上備蓄での基本的な運用については、次のとおりです。
 - ① 100万トン程度の備蓄水準を基本
 - ② 毎年20万トンを備蓄米として買入れ、備蓄期間は5年間とし、その間主食用米の供給の不足により放出する事態の発生がなければ、飼料用等の非主食用に販売
 - ③ 備蓄米の買入れは、農家の営農計画に反映できるよう作付前までの事前契約とし、毎年、原則2月～4月頃に入札の上決定
 - ④ 一般的に主食用として流通している銘柄を買入対象とし、価格については、主食用米の価格を基本とし、優先入札枠を含め、全国一律の予定価格のもとで、入札により決定
- 〔 ※ 2月25日に第1回入札を実施して以降、東日本大震災の影響により延期していた平成23年産米の入札については、4月28日（第2回）に再開し、順次実施しているところ。 〕
- 3 買入れは、一定のまとまった数量での事前契約によることから、備蓄米の生産については、各産地において、備蓄米も含めた米生産の戦略的な取組を進めていただくことが重要です。
 - 4 なお、備蓄米の放出ルールについては、今後検討を進めた上で、食糧部会の議論を経て、示してまいりたいと考えています。

(問135) 過剰米対策基金(321億円)を活用した取組状況いかん。

(答)

- 1 過剰米対策基金(321億円)を活用した取組については、(社)米穀安定供給確保支援機構(米穀機構)を中心に、全中、全農、全集連等の関係者が検討・調整した結果、先般、以下の事業に本基金を活用したい旨の申請があり、これを承認したところです。

〔 対象米穀：平成22年産米(1～3等が基本)
処理方法：米穀機構が買い取った上で、飼料用等に処理 〕

買取価格：1等米 10,500円/60kg
2等米 10,000円/60kg
3等米 9,500円/60kg(規格外は別途設定)

- 2 この事業（販売環境整備事業）により買入れられた米穀の数量は、合計約17万トンとなっています。

(問136) 平成23年度の集荷円滑化対策の取扱いいかん。

(答)

- 1 集荷円滑化対策については、平成22年度は、価格下落分を補償する戸別所得補償モデル事業との整合性を図る観点から、同対策を実施せず、生産者拠出金も徴収しないこととしました。
- 2 平成23年度についても、モデル対策と同様の趣旨の事業である農業者戸別所得補償制度を実施することから、22年度と同様の取扱いとなります。

【その他】

(問137) 農業者戸別所得補償制度の交付金は税制上どのような取扱いになるのか。

(答)

- 1 平成23年度税制改正においては、「農業経営基盤強化準備金制度については、予算措置を前提に、対象となる交付金等を見直した上、その適用期限を2年延長する(法人税・所得税)。」こととされたところです。
- 2 これにより、モデル対策の交付金と同様に、農業者戸別所得補償制度の交付金も準備金制度の対象となります。
- 3 具体的には、農業経営改善計画を作成し市町村の認定を受けた意欲ある農業者であって青色申告を行う者が、交付金を準備金として積み立てた場合、法人であれば損金に、個人であれば必要経費に算入できます。
また、当該準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて農地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳できることとなります。

(問138) 農協が交付金を代理受領することは認められるのか。

(答)

- 1 戸別所得補償制度の交付金は、農業者に直接交付するものであることから、農協の代理受領は認められません。
- 2 一方、ブロックローテーション、とも補償等の維持を理由に、その取組の代表農業者に対して交付金の受領の権限を委任することは、モデル対策に引き続き認めることとしており、その際に、農協に代表農業者名義の口座を開設して受領することはできます。

(問139) 地域水田農業ビジョンは引き続き作成する必要があるのか。交付金の要件となるのか。

(答)

- 1 農業者戸別所得補償制度においては、米及び畑作物の所得補償交付金、水田活用の所得補償交付金等を措置することになりますが、これらの交付金は、農業者の取組に対して直接支払で支援するものであることから、本来、農業者に対する交付金の交付要件として、地域水田農業ビジョンの作成を求めるものではありません。
- 2 なお、平成23年度は、担い手経営安定法の下で、地域水田農業ビジョンに位置付けられ市町村特認を受けて交付金を受けられる方もいらっしゃいますので、そのような場合には、従来のビジョンの効果が残ることになります。

(問140) 認定農業者制度は存続するのか。

(答)

- 1 戸別所得補償制度により、意欲ある全ての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、経営規模の拡大や農業経営の多角化・複合化等の6次産業化の取組による経営改善を促すことにより、地域農業の担い手として継続的に発展し得る競争力のある経営体をより多く育成・確保していくことが重要です。
- 2 認定農業者制度は、地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして定着しており、引き続き本制度の活用を推進していくこととしていますが、先般行われた内閣府行政刷新会議の規制仕分けでの評価結果等も踏まえ、今後、本制度の運用のあり方について検討を行っていく考えです。

【中山間地域等直接支払制度】

(問141) 今回の拡充内容と戸別所得補償制度との関係いかん。

(答)

- 1 戸別所得補償制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を基に全国一律の単価で交付することとしています。
- 2 一方、条件不利地域については、中山間地域等直接支払制度により中山間地域等の傾斜地等を主な対象として戸別所得補償制度の対象品目以外（野菜、果樹、飼料作物等）に対しても幅広く支援を講じていることから、基本的に本制度を維持しつつ、戸別所得補償制度の適切な補完となるよう見直しました。
- 3 具体的には、条件不利地への補完が傾斜地以外にも幅広く行われるよう、地域振興8法地域内の農用地であって、傾斜地等と同等の条件不利性が認められる特認農用地への支援が傾斜地等と同等となるよう拡充しました。

（参考）

地域振興8法とは、過疎法、特定農山村法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、沖縄振興法、奄美群島振興法、小笠原振興法。

（問142）戸別所得補償制度は全額国費負担となっているが、これを補完する中山間地域等直接支払制度が地方負担を求める理由いかな。

（答）

- 1 戸別所得補償制度については、食料自給率向上のための国家的な取組であり、国から直接農業者に支払う方式であるため、地方負担を求める理由が乏しいことから、全額国費負担としています。
- 2 一方、中山間地域等直接支払制度については、
 - ① 本制度による適切な農業生産活動等を通じた水源のかん養や洪水防止機能等の多面的機能により、下流の都市住民などの国民の生命・財産や豊かな暮らしが守られており、制度の根幹は国が関与すべきものですが、一方、集落の活性化や農業生産活動の継続等は地域の振興に寄与するものであり、一義的には当該地域が本交付金による利益を享受するものであること
 - ② また、国が基本的枠組みを定める一方、都道府県、市町村に幅広い裁量を認めていること等を踏まえ、引き続き国と地方が緊密な連携の下、相互に応分に負担しながら本制度を実施することが適当であると考えています。
- 3 なお、本交付金の地方負担分に対しては、所要の地方財政措置（普通交付税＋特別交付税）が講じられています。

(問143) 今回の拡充については、来年度から5年間で対策期間となるのか。

(答)

第3期対策は平成22年度からの5年間とされており、今回の拡充についても第3期対策の一環であることから、この期間内の対策となります。

(問144) どのようなところが特認となると想定しているのか。

(答)

今回の拡充は、傾斜地以外の条件不利地を対象とするものであり、具体的には、条件不利性が比較的明らかな離島等の平地が交付対象となる可能性が相対的に高いものと考えています。

(問145) 特認について、どのような要件を満たせば対象となるのか。

(答)

- 1 特認農用地については、都道府県知事が設定した特認基準に該当する農用地が対象となりますが、特認基準の設定に当たっては、生産性が低く、そのコスト格差が傾斜単価に相当するものであって、当該農用地における耕作放棄率が他の農用地に比べて高いという要件を満たす必要があります。
- 2 具体的には、当該基準を設定するに当たり、農業生産条件の不利性を示すデータとして、
 - ① コスト格差
 - ② 耕作放棄率が他の農用地に比べ高いことを明らかにした上で、第三者機関による審査検討を経る必要があります。

(問146) 交付金の配分方針を変更した理由いかな。

(答)

- 1 中山間地域等直接支払制度については、これまでも農業者への支払を基本とすべきという意見や、集落の共同活動に充てることを基本とすべきという意見がありました。
- 2 戸別所得補償制度の本格実施に伴い、これらの様々な意見を踏まえた上で、共同活動は農地・水保全管理支払で行うよう努め、2分の1以上は農業者個人に支払うことを原則としました。
なお、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと

同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能です。

(問147) 戸別所得補償制度における再生利用加算と中山間地域等直接支払交付金の重複受給は可能か。

(答)

- 1 戸別所得補償制度の再生利用加算は、畑の耕作放棄地における麦・大豆・そば・なたねの生産振興が図られるよう、最長5年間と期間を限定し、地力増進の取組を支援するものであり、平地に比べて条件不利地の耕作放棄地の方がより地力増進への取組を要することから、交付単価に差をつけています。
- 2 一方、中山間地域等直接支払交付金は、条件不利地における平地との生産コストの格差を補填するものであり、両制度の目的は異なることから、重複受給は可能です。

【農地・水保全管理支払】

<概要>

(問148) 農地・水保全管理支払交付金の概要いかん。

(答)

「農地・水保全管理支払交付金」は、平成19年度から実施している農地・水・環境保全向上対策について、

- ① 「営農活動支援」を切り離し、「環境保全型農業直接支援対策」として独立した対策として開始
- ② これまで「共同活動支援」の対象としてきた農地・農業用水等の資源の日常の保全管理活動に加え、集落（活動組織）が行う農地周りの水路・農道等の施設の長寿命化のための補修・更新などの活動に対し追加的に支援（向上活動支援交付金）するよう見直しを行い、「農地・水保全管理支払交付金」と名称変更するものです。

(問149) 向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）の対策期間いかん。

(答)

向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）については、平成23年度から27年度までの5年間の対策としています。

(問150) 平成22年度末で現行の農地・水・環境保全向上対策は終了してしまうのか。

(答)

共同活動支援は、平成23年度までを対策期間としており、「農地・水保全管理支払」制度の中でも継続して実施し、その後の取扱いについては平成24年度予算概算要求段階で検討します。また、現行の営農活動支援は、「環境保全型農業直接支援対策」の中で、平成23年度までは「先進的営農活動支援」として支援を継続することとしています。

<対象地域>

(問151) 向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）は、どのような地域（集落）が支援の対象となるか。

(答)

農地・水保全管理支払交付金における施設の長寿命化対策は、現行の農地・水・環境保全向上対策の共同活動の実施地区又は中山間地域等直接支払制度の集落協定により水路・農道等の適切な管理活動を行う集落での取組を支援対象としています。

(問152) 農地・水保全管理支払において、施設の長寿命化のための活動にのみ取り組むことは可能か。

(答)

「施設の長寿命化のための活動」のみに取り組むことはできません。

(問153) 向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）を受けるためには、どのような手続きが必要となるか。

(答)

施設の長寿命化対策に取り組もうとする集落（活動組織）において、

- ① 集落（活動組織）の規約の策定
- ② 長寿命化対策にかかる（原則として5年間の）計画の作成
- ③ 市町村等と対策実施に係る協定の締結（対象とする施設の管理者が市町村のほかにもある場合（土地改良区等）は、これらの施設管理者も含んだ協定の締結）を行った上で、申請を行っていただきます。なお、現在、農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいる地区では、規約と協定については、現行のものを改定していただくことが必要です。

(問154) 交付金の算定対象となる農地はどのようなものか。

(答)

「農地・水保全管理支払」においても、現行の「農地・水・環境保全向上対策」と同様、交付金の算定の対象とするのは、平場、中山間地域等を問わず、農振農用地とします。

<対象施設、対象活動>

(問155) 施設の長寿命化のための活動とはどのようなものか。

(答)

集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池等を対象として、これらの施設の補修や更新等の長寿命化のための取組とします。具体的には、

- ① 水路の破損部分の補修や素掘り水路からコンクリート水路への更新
 - ② 農道路肩の補修や未舗装農道のコンクリート舗装への更新
 - ③ ため池の洗掘箇所への補修や小規模なゲート類の更新
- などの活動です。

(問156) 向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）の対象施設や対象活動い
かん。

(答)

「対象施設、対象活動に関する国の指針」（以下「国の指針」という）に基づき、都道府県が地域の実情に応じて「対象施設、対象活動に関する都道府県の指針」（以下「対象施設、対象活動に関する指針」という）を策定することとします。

なお、水路、農道、ため池など集落が管理する施設のほか、暗渠排水の設置や給水栓の更新など、農地に係る施設についても、都道府県の指針に位置付けることにより対象とします。

<交付単価>

(問157) 施設の長寿命化のための活動に対する支援単価いかん。

(答)

施設の長寿命化のための活動に対する支援は下記の単価としています。

(国の支援単価)

	田	畑	草地
都府県	2,200円/10a	1,000円/10a	200円/10a
北海道	1,700円/10a	300円/10a	200円/10a

(国と地方の合計の支援単価)

	田	畑	草地
都府県	4,400円/10a	2,000円/10a	400円/10a
北海道	3,400円/10a	600円/10a	400円/10a

(問158) 交付単価の設定における地方公共団体の負担の考え方いかん。

(答)

施設の長寿命化のための活動を含め、農地・水保全管理支払の活動は、食料の安定供給や多面的機能の発揮を通じ、農業者、地域住民及び国民全体の利益につながる取組であることから、国、地方公共団体、集落（活動組織）の負担について、国：地方公共団体：集落（活動組織）＝1：1：1として、単価を設定しています。

<実施体制等>

(問159) 実施体制いかん。

(答)

農地・水保全管理支払の実施に際しては、地域の農家、非農家から成る事業実施主体としての集落、国（本省、地方農政局等）、都道府県、市町村、農業関係団体等が、それぞれの役割分担の下に円滑に対策を推進・実施します。

本対策の適切な推進を図るため、国が示す要綱・要領に基づき、都道府県が地域の実情に応じて策定する「事業実施に関する方針」の中で地域の推進体制を定め、必要な実施体制を構築します。

(問160) 共同活動や向上活動の支援交付金の交付ルートいかん。

(答)

- 1 共同活動支援交付金は、これまでと同様に、地域協議会経由で集落（活動組織）

に対し交付します。また、向上活動支援交付金（施設の長寿命化対策）については、国は支払対象者である集落（活動組織）へ直接交付することとしています。

- 2 なお、地方（都道府県、市町村）分については、都道府県が「事業実施に関する方針」の中に地域の推進体制とともに交付金の交付ルートを位置付けて頂き、地域の状況に応じた対応が可能となるよう考えています。

【環境保全型農業直接支援対策】

＜環境保全型農業直接支払交付金関係＞

（問161）どのような農業者が支援の対象となるのか。

（答）

支援の対象者は、販売を目的として生産を行う農業者、集落営農（農業者グループ）であって、次の要件を満たすものとします。

- ① 持続農業法第4条第1項の認定（エコファーマー認定）を受けていること
- ② 農業環境規範に基づく点検を行っていること

（問162）化学肥料、農薬を使用しない有機農業に取り組む農業者も、エコファーマー認定を受ける必要があるのか。

（答）

有機農業者について、新たな技術導入を行う余地がない場合には、エコファーマーの認定を新たに受けなくとも、持続農業法に基づき定められた土づくり技術、化学肥料低減技術及び農薬低減技術が適切に導入されていれば、支援を行うことができる等の特例措置を講じることとしています。

（問163）農業振興地域の農用地区域内農地で行われる取組だけが支援の対象となるのか。

（答）

農業振興地域内の農地及び生産緑地地区内の農地で行われる取組が支援の対象となります。

（問164）環境保全型直接支払交付金については、どのような活動を行えば支援が行われるのか。

（答）

支援対象取組は、次の地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組とします。

- ① 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とカバークロップの作付を組み合わせた取組
- ② 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とリビングマルチ・草生栽培を組み合わせた取組
- ③ 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組と冬期湛水管理を組み合わせた取組
- ④ 有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組）

（問165）カバークロップのすき込み後に行う水稻の5割低減の取組だけでなく、水稻の5割低減の取組の後にカバークロップの作付を行う取組についても、支援を受けることはできるか。

（答）

「カバークロップの作付を行った後に、化学肥料、化学合成農薬の5割低減を行う取組」だけでなく、「化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組を行った後に、カバークロップの作付を行う取組」についても、同程度の地球温暖化防止等の効果が認められることから、支援の対象となります。

（問166）支援単価4千円/10aの根拠いかな。

（答）

支援の対象となる4種類の営農活動の実施に係る追加的なコストは、いずれもおおむね8千円から9千円である。国と地方公共団体の負担割合を1：1としていることから、この追加的なコストの1/2の4千円/10aを国の支援単価としています。

（問167）地球温暖化防止等に効果の高い4種類の営農活動のいずれに取り組んでも支援単価は4千円/10aなのか。また、支援単価は栽培する作物の種類にかかわらず一律なのか。

（答）

支援の対象となる4種類の営農活動のいずれに取り組んでも支援単価は4千円/10aです。また、栽培する作物の種類にかかわらず、4千円/10aです。

（問168）なぜ地方負担を求めるのか。

（答）

環境保全型農業直接支払交付金の支援対象としている営農活動は、地球温暖化防止

等地球環境の保全・向上だけでなく地域環境の改善にも高い効果が期待されるものであり、地方も本対策の受益者となることから、地方公共団体にも応分の負担を求めることを基本としています。

(問169) 化学肥料・農薬を5割以上低減する取組を行った上で、リビングマルチとカバークロープなど、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を2つ組み合わせて実施した場合、国から8千円(4千円+4千円)の支援が受けられるのか。

(答)

地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を2つ組み合わせた場合であっても、国の支援単価は4千円です。

(問170) 23年度において、カバークロープを作付けし化学肥料・農薬を5割以上低減した場合、環境保全型農業直接支払交付金と先進的営農活動支援交付金の両方を受給することはできるか。

(答)

平成22年度まで現行対策の支援対象となっていた地区内のほ場で、5割低減の取組に加えてカバークロープの作付等が行われている場合は、先進的営農活動支援交付金又は環境保全型農業直接支払交付金のいずれかの支援を選択できますが、両方を受給することはできません。

(問171) 国からの交付金の交付ルートはどのようになるのか。

(答)

- 1 環境保全型農業直接支払交付金については、国から農業者への直接支払を基本とする考えです。
- 2 一方、先進的営農活動支援交付金については、現行の農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)と同様、協議会経由で活動組織に交付金を交付することを考えています。

(問172) 農業者は、環境保全型農業直接支払交付金に係る交付申請書をどこに提出したらよいか。

(答)

市町村を経由して農政事務所へ提出していただくことを考えています。

(問173) 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施確認は、誰がどのような方法で行うのか。

(答)

支援対象となる取組の実施確認については、市町村、都道府県、国が、次の役割分担の下で行うことを検討しています。

- ① 市町村 : カバークロップ、リビングマルチ・草生栽培、冬期湛水管理、有機農業の実施面積や実施状況に関する公的資料やほ場巡回等による確認等
- ② 都道府県 : 化学肥料や農薬の低減の取組に関する技術的な確認等
- ③ 国 : 上記の確認を補完するための抽出確認等

<先進的営農活動支援交付金関係>

(問174) 先進的営農活動支援交付金においては、現行の営農活動支援と同様、集落の生産者の8割以上の販売農家が環境負荷低減活動に取り組むことが要件となるのか。また、営農基礎活動支援(20万円/1区域)は23年度も継続されるのか。

(答)

化学肥料・農薬を5割以上低減する取組に対しては、平成22年までの先進的営農支援の実績の範囲内で、平成23年度においても支援を継続することとしています。営農基礎活動支援については、平成22年度限りとするとしています。

このため、現行の営農活動支援のように、集落の生産者の8割以上の販売農家が環境負荷低減に取り組むことを支援の要件として課すことは考えていません。

(問175) 先進的営農活動支援交付金については、「支払い実績の範囲内」で支援を行うこととされているが、この支払い実績として平成22年度の実績ではなく、平成21年度以前の実績を利用してもよいか。

(答)

先進的営農活動支援交付金については、原則として平成22年度の活動組織における先進的営農支援(化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組に対する支援)の採択決定の実績の範囲内で支援を行うこととしています。

ただし、ブロックローテーション等の関係で、平成22年度の実績が平成21年度以前の実績に比べて小さくなる場合には、平成21年度以前の採択決定の実績を利用することができます。

【東日本大震災関係（原発関係）】

（問176）主食用米を生産数量目標の範囲内で作付けしている農業者が、放射能の基準値を上回ったことによる出荷制限により出荷・販売できなかった場合、米の所得補償交付金（米価変動補填交付金を含む）は交付されるのか。

（答）

- 1 放射能の基準値を上回ったことによる出荷制限により出荷・販売できなかった場合でも、生産数量目標に従って主食用米を生産する販売農家又は集落営農に対しては、米の所得補償交付金（米価変動補填交付金を含む）が支払われます。
- 2 なお、去る8月5日に原子力損害賠償紛争審査会が決定した中間指針において、政府により出荷制限が出された場合、農林漁業者に生じた減収分が賠償の対象となることとされました。
したがって、出荷制限指示が出された場合には、これに係る損害は、東京電力による賠償が行われることが基本と考えています。

（問177）本年4月に稲の作付制限指示が出された農業者に対する補償はどうなるのか。

（答）

本年4月に稲の作付制限が出されたことに伴い、稲の作付けの断念を余儀なくされた農業者に対しては、米の所得補償交付金は支払われませんが、中間指針では、当該農業者が作付けを行っていた場合に得られたであろう戸別所得補償交付金を含む収益相当額から原発事故により負担を免れた費用を控除した額が賠償すべき損害となると明記されており、東京電力による賠償が行われるものと考えています。